

平成 28 年 2 月 23 日 (火) (第 2 日)
開 会 10 時 00 分

○吉田議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名で全員であります。

よって「平成 28 年第 1 回宗像地区事務組合議会定例会」は成立了いたしましたので、再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第 1 第 22 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは、第 22 号議案を説明させていただきます。

議案の 21 ページをお願いいたします。

「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」

平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

別冊の予算書で説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 18 億 2,877 万 8,000 円と定めるもので、前年度当初予算に比べ 2 億 352 万 7,000 円の増額しております。

それでは、歳入の方から説明させていただきます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金は、対前年比 9,019 万 1,000 円を増額し、15 億 5,337 万 2,000 円を計上しております。

4 目の「消防費負担金」は 13 億 6,180 万 5,000 円で、対前年度比 8,413 万 3,000 円を増額いたしております。

2款 及び3款 は省略いたしまして、4款 でございます。

4款 繰入金は、基金からの繰り入れ予定がないため、対前年度比 1,167万7,000円の減額としております。

5款 繰越金は2,420万円を見込んでおり、対前年度比 150万円の増額としております。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。

7款 組合費でございます。

7款 組合費は、2億4,450万円を計上しております。全額、消防債でございまして、はしご自動車の更新、共同指令システム整備及び防災無線再整備に係る財源といたしまして、組合債を借り入れることにしております。

次に歳出でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

1款 議会費でございます。

1款 議会費は、平成28年度におきましては、2年に1回の県外視察がございませんので、対前年度比29万2,000円を減額し、244万8,000円を計上しております。

2款 総務費でございます。

1項1目 一般管理費は、21ページまでの計上となります。派遣職員の負担金等を含む事務局経費が主な内容でございまして、対前年度比480万8,000円を増額し、2,985万5,000円と計上しております。

増額の主な理由といたしまして、新たに再任用職員1名分の人物費を計上したほか、17ページの説明欄でございますが、13節 委託料、中ほどにございますが、地方公会計制度導入に向けた経費といたしまして、486万円を計上したところが、主な増額の要因となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

6目の行政不服審査会は、28年度からの新規計上となります。

3款 衛生費、1項1目 保健衛生総務費は対前年度比744万8,000円を増額し、2,274万5,000円を計上しております。

増額の主な理由といたしまして、23ページ中段でございますが、専用水道・簡易専用水道に関しまして、両市から派遣職員を2名受け入れるための負担金といたしまして、19節 負担金、補助金及び交付金に1,920万円を新たに計上したためでございます。

3款 衛生費 2項1目 し尿処理場費は、再任用職員1名及び派遣職員1名分の経費と、し尿処理場の管理運営に係る経費でございます。

対前年度比507万円を減額し、1億4,461万3,000円を計上しております。

次の25ページの上段でございます。

し尿処理場の施設整備に係る 15節、工事請負費は対前年度比 341万円の増額で1,425万6,000円を計上しております。

人件費関係では、退職手当組合の特別負担金が 210 万 8,000 円の減、前年度、27 年におきましてダンプ等購入させていただきましたが、ダンプ購入にかかわります備品購入費 594 万 5,000 円が減額になったことに伴いまして、差引き予算減となっております。

24 ページ 25 ページをお願いいたします。

消防費でございます。

1 項 1 目 常備消防費でございます。

消防職員 137 名、うち再任用職員 5 名でございますが、人件費を含む、消防業務全般に要する経費でございまして、対前年度比 1 億 5,671 万 3,000 円の増額で 15 億 2,767 万 3,000 円を計上しております。

増額の主な理由といたしまして、はしご自動車の更新に係る経費といたしまして、2 億 2,065 万 4,000 円を計上したことによるものでございます。

経費の主な内容を説明させていただきます。

25 ページ説明欄の職員人件費でございます。

対前年度比 1,306 万 9,000 円の増額で、11 億 4,966 万 9,000 円を計上しております。

30 ページ 31 ページをお願いいたします。

主な事業といたしましては、説明欄の下の段でございますが、11 節、消防車両維持管理事業、下から 3 行目になりますが 18 節でございます。

18 節 備品購入費に、はしご自動車の更新費用といたしまして、2 億 2,065 万 4,000 円を計上いたしております。

資料を別途配付させていただきますので、後ほど説明を加えさせていただきたいと思います。

32 ページ 33 ページをお願いいたします。33 ページ中ほどでございます。

19 節 負担金補助金及び交付金の通信関係負担金でございますが、4,213 万 3,000 円でございますが、これは平成 29 年度から廃止となります福岡都市圏消防通信指令業務共同運用システム構築にかかる工事負担金、3,870 万 4,000 円及び防災行政無線再整備にかかる負担金 342 万 9,000 円となっております。

35 ページの下から 36 ページをお願いいたします。

5 款 公債費でございます。

5 款 公債費は、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。

対前年度比 4,050 万 5,000 円の増額で、8,707 万 6,000 円を計上しております。

歳入及び歳出予算に係る説明は以上でございます。

38 ページから 49 ページまで給与費明細となっております。

50 ページ、51 ページは債務負担行為調書、次の 52 ページ及び 53 ページには地方債の現在高調書を記載しておりますのでご参照いただければと思います。

以上で第 22 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計予算」の説明を終わりま

す。

なお、先ほどのはしご車につきましては、配付資料に基づきまして、後ほど説明を加えさせていただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

おはようございます。消防長の門脇でございます。

私の方から、配付させていただきました資料に基づきまして、今回予算を上げさせていただきました、はしご車の主な特徴につきまして、説明させていただきます。

まず、現在、我が消防本部には、平成 5 年に配置いたしました、はしご車がございます。

これにつきましては、配置から 22 年 5 カ月経っております。その様な中、オーバーホール等を重ねながら、使用してまいりましたが、メーカー側も含めて、国の安全基準は 17 年、それを越して使っておりましたが、調達する部品ががなくなつたということで、昨年度、メーカー側からも通知がありましたので、28 年度予算に計上させていただくものでございます。

今回、配置させていただきます予定のはしご車の特徴について、資料に基づき説明させていただきたいと思います。

まず、主な特徴といたしましては、資料にございますように、大きさとしては前車両と変わりませんが、先端屈折ということで、先端から約 2.5m の位置から、マイナス 80 度まで、屈折するということになります。

このことによって、大きな特徴は、今まで真っすぐな場合は、近寄りがたい所につきましては、次のページをお開けいただきたいと思いますが、15mまでしか近づけなかつたものが、先端屈折等含めて、新はしご車の場合は 19mまで傾けることができるということになります。

なお、右手の写真につきましては、その先端屈折の特徴をいかしまして、マイナス角度、例えば、これは河川等に落下した要救助者を、土手からマイナス角度を今までよりもプラスに 2.5m 下までの活動が確保できるということでございます。

あと、バスケットリフターの同時使用ということになりますが、このバスケットについては、まずは消防隊が乗って活動します。

これは今まで 2 名だったのですけども、これが 4 名まで乗車できるということです

車重といたしましては、今まで 180 k g のところを 450 k g まで耐え得るということですございます。

それと、リフター同時使用と申しますのは、リフターと申しますのは、はしごをスライドして、上下活動するものでございます。

今までバスケットか、リフターかいずれかを取りかえて、使用しておりましたが、今回はいずれも、あらかじめ設置されているものを使えるということが主な特徴でございます。

以上につきまして、簡単でございますが、資料に基づきました車両の特徴の説明をさせていただきます。終わります。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑の方法は、歳入、歳出に分けて質疑を受けたいと思います。

まず 1 ページから 13 ページまで、質疑を受けたいと思いますが、いかがですか。

はい、石松議員。

○石松議員

13 ページの組合債、この借り入れの条件等についてお伺いいたしたいと思います。

○吉田議長

はい、どうぞ。

何を伺うのですか。借入の条件ですか。例えば利率とかそういうことですか。

○石松議員

はい。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

次長の安部でございます。説明します。今回の地方債の条件でございます。

内容はですね、消防関係の消防自動車ですとか、無線関係の機器の整備に充てることにしております。

起債の方法としましては、証書借り入れまたは証券発行ということで、証書借り入れのことになろうと思います。

利率が 4%以内という設定になっております。それから償還の方法は 30 年以内、うち据え置きが初年度から 5 年以内、その後に償還をしていくということになります。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員、いいですか。

○石松議員

はい。

○吉田議長

はい、福田議員。

○福田議員

4%以内というのは、どういうことですかね。

今回、利率をきちっと決めてお借りしたわけではないのですか。

借りる時の利子が確定しないで借り入れができるのですか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

実はこういう起債は、借入先が幾つかございますけども、そこと条件を交渉といいますか、条件提示していただきながら、有利な条件のところと起債を起こすというようなことになっております。

○吉田議長

確定していないということですね。

○安部次長

現時点では確定しておりません。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

それにしても、予算ですから、そういうことになるのでしょうかけれども、今朝の新聞で、郵貯の借り入れ利率は0.0005になっているのですよ。

世の中がそういう風潮の中で、4%以内というよりも、もう少しこれくらいの数字で

借り入れを行いたいとか、そういう目標設定を持って借り入れもきっとやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

4%とここに設定はしておりますけども、現状の公定歩合等の関係もございますし、金融機関の状況もございますので、具体的に今この時点で、どれぐらいで借り入れたいということは申し上げかねるのですが、現状の今の利率に即した状態で、各金融機関ともその時点での提案をいただいているので、今はそういう状況でございますということです。

○吉田議長

ほかに。門脇消防長。

○門脇消防長

私の方から福田議員の方のご質問に対して、安部次長に続きまして説明させていただきたいと思います。

4%と申しますのは、やはり高いということなのですから、平成 26 年度、参考でしかありませんが、平成 26 年度に通信機器の共同運用システム実施設計等々で起債をさせていただきました。

それにつきましては、利率 0.2%ということで、4%よりはるかに少ない数字なのですが、このような形で現状に即した、できるだけ安いところを相手に、起債をさせていただこうと思っておりますので報告させていただきます。

以上です。

○吉田議長

ほかにありませんか。

ないようですので続いて、14 ページから最後の 53 ページまで質疑いただきます。

はい、井上議員。

○井上議員

25 ページの職員人件費のところで、聞き逃したのですが、137 人で 5 人が派遣社員ということでおかったのですか。

○吉田議長

5人が再任用です。

○井上議員

137名の5人が再任用ということで、今は132名ですが、昨年の当初予算の時は133名だったですね。1人減になっているのですが、今回133人と40ページには書いています。その辺の関係はどうでしょうか。

○吉田議長

消防職員の職員数について。

説明では137名のうち5人が再任用という説明がありました。

それについてもう少し詳しく。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

消防職員だけで申し上げますと、今の条例の定数は134名でございます。

その内133名が現在の職員数になっております。

よろしいですか。

来年度の予定は132名の消防職員になる予定でございまして、残りは再任用職員という形になります。

○吉田議長

1名減というのはなぜですか、という質問です。

井上議員。

○井上議員

昨年予算では、133人と思うのですが、132人に今回なつていて、私の勘違いかもしれません。その点、1人減になったのですか。

40ページの職員のところが133人になっております。これではないのですか。どちらが正解ですか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

定数は 133 人ということで、現在 132 の実員ということで、実数であげさせていただいておりますので、再任用含めて 137 名ということです。

○吉田議長

井上議員。

○井上議員

134 人というのは、今 132 人で 2 人余裕があるのでしょうけども、この 40 ページの表は、133 人と書いてあるからですね。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

これにつきましては、表外を見ていただく中で、カッコ内はですね、短時間勤務再任用職員を計上しております。

それで、133 の中には、先ほどご説明させていただきました再任用が 1 名含めておりますので、132 人プラス再任用 1 名の 133 ということで、経費として上げて、合わせて 137 名は井上議員がおしゃる通りでございます。

以上です。

○吉田議長

井上議員。

○井上議員

実は、新規職員が採用されてから、間もなくやめられるということもあるし、今回、新規採用職員も随分増やされたということでございます。

退職の方もいらっしゃいますでしょうから、今後その推移といいますか、通常は 3 人ぐらいの採用が 6 人とか、かなり増えていると聞きます。

年代別にですね、職員の数が不均等なのか、年代別にちゃんといらっしゃるのか、その辺はどうですか。

○吉田議長

はい、門脇消防長。

○門脇消防長

はい。

年代的につきましては、全てがトータルにフラットになっておりませんのが現状でございます。ただ、今議員がお尋ねいただきました採用の数はですね、平成 28 年度は 9 名ということになって、昨年に比べて、相当増えております。

これも大きな理由といたしましては、昭和 49 年発足以来、1 期生、2 期生、3 期生で、その大量に配置が必要な時の人数が、昭和 29 年から 31 年の年代のものが一気に辞めるのが、この 28、29 年度に集中します。

このことによって、一応採用は 18 歳から 24 歳までをできるだけフラットにできる体制を踏まえながら、その平準化を図っております。

ただ、ここ 1 年、2 年は現有の消防力の低下を防ぐために、押しなべた分よりも、現有の 133 名を確保するために、どうしても、お願ひする人数になっております。

将来に亘っては、できるだけ平準化を図るような形で考えていく必要があると思います。

以上です。

○吉田議長

いいですか。

○井上議員

はい。

○吉田議長

ほかに。永島議員。

○永島議員

先ほど、はしご車の説明がありましたけども、特殊車両と思うのですが、これは議決されたらですね、早急にやっぱり納入が必要だと思うのですが、発注から納入までどれ位かかるのか、それと、この特殊車両は、会社というか、日産とかトヨタとか色々ありますけども、特殊車両は別の会社があるのか、その会社が何社くらいあるのか、お聞きしたいのですが。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、期間につきましては、はつきりここでは申せませんが、普通この場合は半年以上かかるということを考えております。

実際に契約が、7月ぐらい発注させていただいたとして、年内というよりも、長くて年度内という形に考えることが必要かと思っております。

それとあとは、特殊車両を造っている会社ですけども、今言えますのは、モリタポンプという会社と日本機械というところが、消防の中では2大メーカーでやっております。

現状としては、トヨタ、日産等は、今のところは、そういう特殊車両には参入されてない現状にあります。

以上でございます。

○吉田議長

永島議員。

○永島議員

今、契約は7月くらいになるのではなかろうかということなのですが、4月早々にはできないのですか、何か理由があるのですか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まず、入札手続を準備いたしまして、それから入札して、それから臨時議会ということで、備品購入の額は2億になりますので、議決を伴った後の本契約になりますので、そういうふうに考えましても、時間とて7月と。そのような形で考えております。

以上でございます。

○吉田議長

永島議員。

○永島議員

緊急車両ですからですね、早急にやっぱり一日でも早い導入が必要だろうと思うのですよね。臨時議会でもしてもらってですね、何とかやっていただきたいと思います。要望です。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

今、永島議員がおっしゃっていましたように、現場といたしましても、議決いただいた折にはですね、1日も早く導入できるように、7月と言わず、5月にでもできるよう頑張って参りたいと思います。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

今の永島議員の質問に関連しますけれども、今回の新しいはしご車では19mということです。以前は15mということで、今、宗像市では日の里に高層のURがありますし、また、福津市さんでも日蒔野に高層アパート、マンション等がありますが、これには対応できるということでおろしいでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、お答えいたします。

まず初めに、先ほど私の説明が申しわけなかったのですけども、19mと15mと申しますのは、車両から半径19mまで到達できるということで、高さに対しましては、現在の40m、それから今回の分は30mの高さになります。

あと、対応できるかということにつきましては、管内の中高層建築物につきましては、現在267棟ございます。

その中で、11階以上の30mには中々届かないと思った場合に、実際その8割がアパート、共同住宅の形をとっているものでございまして、これには建築基準法、消防法含めて、2方向避難型というような厳しい基準に基づいた上での建築物になっておりますので、今回の30mになったとしても、市民の安全は確保できるものと思っております。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

わかりました。

それでは、今現在のはしご車は、どのぐらいの頻度で出動をしているのか、年間平均で結構ですけど、アバウトな数字で結構ですけども、教えてください。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい。お答えいたします。

本当に数は少ないのですけども、平成 5 年から、現在までの出動につきましては、火災出動が 16 件、救助出動が 15 件、警戒が 1 件ということで、火災出動につきましては、火災による救助した例はございません。すべて放水で終わっております。

あと救助出動は火災ではございませんが、一般住宅の 2 階で強風時、降りられなくなつた男性を救助した事例が 1 件ございます。

ということで、出動件数、救助件数等については、火災出動 16 件、救助出動 15 件に警戒出動 1 件という状況でございます。

以上でございます。

○吉田議長

ほかに。

はい、石松議員、続けてどうぞ。

○石松議員

別件ですが。

歳出の 17 ページの真ん中の方ですけども、先程、事務局長の方から地方公会計導入のお話がありました。

恐らくこの一般会計、現在は単式簿記で、現金主義でやっているところなのですけど、これは国の方の指導で、複式簿記の発生主義という形でやるのだと思うのですけども、少しどういったスケジュールで、どういった内容でやるのか。

また、固定資産台帳の整備とかが前提になるわけですけれども、その点について、いかがな考え方を持ってらっしゃるのかお伺いいたしたいと思います。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい。

公会計制度につきましては、一般会計は平成 32 年度までに整備するようになっております。

本組合といたしましては今回、導入のための委託料としまして、486 万円を計上させていただいております。これは、今、石松議員おっしゃいましたように、資産台帳の整備費も含めまして、コンサルタント等に委託する予定でございまして、今年度中にそういった、いろんな資料の整備を行いまして、29 年度に一定の形をつくっていきたいなということで今、進めているところでございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

29 年度において一定の形で進めたいというお話をしたけども、まず根本的な問題としてですね。仕訳をどうするかということがあるのですよ。日々仕分けをするのか、期末一括で仕分けするか、どちらでやる考え方でいらっしゃいますか。

○吉田議長

中山経営係長。

○中山経営係長

経営係長の中山です。

まだ詳細は決まっておりませんが、恐らく一括の仕分けになると思います。

手法につきましては、今現在導入しています財務会計システム、一般会計用ですけれども、そちらがシステム上、公会計の機能を今持っておりますので、そういった予算上の連携をシステム上で行うことによって、おおよその部分の仕分けというのは可能になってくるかと思います。

以上です。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

国はですね、私ども宗像市、福津市等の一般の地方公共団体については平成 29 年度を目指しに、これを実施するというわけです。

こちらの組合の方では先ほど 32 年度までとして、少し幅があるようですけれども、い

それにも固定資産台帳の整備というのは必須なのです。

これがないと明確になりません。そういう色んな財務書類等をつくるというのがいつに出てくるのか。先ほどの次長の話だったら、29年度を目途ということですので、例えばそういう仕分等々やると、それが反映するのが翌30年の10月のこの議会で出てきて審議をするという形になるのか、それとも、それにスケジュールなどもう少し詳細的なことが分かれば教えてください。

○吉田議長

中山経営係長。

○中山経営係長

まず、来年度のスケジュールなのですけれども、おっしゃる通り固定資産台帳の整備がまずは必要なってきますので、年度当初契約が整い次第、まずは固定資産台帳の整備という形を考えております。合わせて、固定資産以外の資産、負債等の確認を行いまして、まず当初の作業としては、公会計の基礎年度といいますか、当初の資産負債の洗い出しということを、まず28年度の中盤ぐらいまでには行いたいと思っております。

それをもちまして、27年度決算を基にテスト的になりますが、公会計に必要な財務書類等の整備等を試験的に行っていくということになっております。

最終的には、28年度決算を29年度にご報告をできればと思っておりますが、ちょっとまだそこまでの細かいスケジュール等は、今のところちょっと未定ということで、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

この地方公会計制度はですね、今の会計制度の不備な部分を補足するという考え方で、財務書類等々作るわけです。ただ問題は、作って終わりでは何も意味がないのであって、これをどう生かすかということが問題なるのですが、本組合にとって財務書類等つくつて、どういう形でこの活用されると考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

○吉田議長

中山経営係長。

○中山経営係長

一般的な話にはなると思うのですけれども、まずは、組合自体の財産であるとか負債であるとか、そういったところがまだ今時点では把握できていないところがありますので、まずそこを明確にして、資産なりの保有状況を明らかにするというこが一つだと思います。

もう一つは、組合の分で出ました決算につきましては、今度両市の方にまたお渡しするような形で、最終的には両市、構成市全体の行財政の状況を明らかにするための一つの資料になると考えております。

以上です。

○吉田議長

福田議員、いいですか。

はい、どうぞ。

○福田議員

関連質問なのですが、公会計制度に移行の過渡期だと思うのですよね。それで、この委託料が今回 486 万円ありますて、それでこの公会計制度そのものが、このシステムを使うと先ほど答弁にありましたけれども、その上でシステム保守等委託料 198 万円、公会計制度に関するシステムの保守委託料なのかというところを教えていただけますか。

○吉田議長

中山経営係長。

○中山経営係長

はい、公会計の予算につきましては、今個別に挙げています 486 万円の中にすべて含まれております。システムの大幅な改修というのは予定していないのですけれども、公会計の整備に当たりまして、一般会計の予算の差し引きをしながらそれをもとに、データを変換していく、というような形になりますので、そういったところのデータの調整作業というのも含めて、486 万円の予算になっております。

もう一方の 190 万円の予算につきましては、今現在あるほかのシステムの保守料とか、そういったところになっております。

以上です。

○吉田議長

まだありますか。

○福田議員

システム委託料が別っていうことがわかりましたけれども、今、公会計制度そのものが今回 486 万円、これが今ある程度、平成 32 年までの過渡期までの委託料ですので、その後は皆さんでやらやられるのか、それとも委託料がずっと続くのか。そこを教えてください。

○吉田議長

中山経営係長。

○中山経営係長

はい。

今年あげております 486 万円の予算につきましては、内訳ですけれどもまず、固定資産と固定資産以外の財産の調査ということで、おおよそですが、160 万円ほど含まれております。

それ以外の費用としまして、まず固定資産台帳から財務書類の初期設定、そういうたらと会計処理の支援という形でおよそ 100 万円程度、それ以外につきましては、日々の支出、歳出歳入の処理状況を見ながら、データを変換していく作業ということでおよそ 100 万円ということで、残りにつきましては、最終的にでき上がったものを按分なりして、両市へお送りするようなところの設定作業で、80 万円弱ということで、まだ、詳細は未定ですけれども、今回は上げている予算の大部分が初期導入費用となっております。

今後、発生が考えられるものとして、その財務システムの保守料なのですから、これの部分につきましては、現在のシステムを改修せずに使用ができますので、大きな保守料というのは上がってこないと思います。

それ以外に、必要な今後 2 年目 3 年目に、どこまで支援が必要なのかというのは、来年の状況を見ながら、必要であれば予算計上という形をとることもあり得るということです。

以上です。

○吉田議長

永山議員。

○永山議員

はしご車を購入されますけど、今あるはしご車は古いということですけれども、その後は古いはしご車の処分はどう考えているのかということと、消防車が収まっている部分は、今の状況でいっぱいだと思うのですが、これを購入した場合の納入するところがないので、新たにそういうものを建てなければならないのか、そういうことも考えら

れるのか伺いたい。

○吉田議長

格納庫と古い消防車の処分ですね。

門脇消防長。

○門脇消防長

今、永山議員がおっしゃられました内容につきましては、現車両のはしご車につきましては、廃車を考えております。

従いまして、現車両の収納部分に、新しいはしご車を収納するという考え方で、新たな車庫等の増設は、今のところ必要ないと考えております。

以上でございます。

○吉田議長

いいですか。

○永山議員

はい。

○吉田議長

ほかに。末吉議員。

○末吉議員

先ほど職員の数の説明のところで、最初、私よくわからなかつたのですが、133名の中で、実際132名と再任用が5人で、そのうち再任用の内1名が常勤の再任用職員ということで44ページを見ていますと、消防職でいうと、5人の再任用のうち、短時間勤務職員が4人ということで、常勤が1人だから短時間は4人なのですよと、この表でわかるのですけども。

では、再任用の常勤雇用という形態が、私、議員になりまして初めての事態なので、どういう経過理由によるものかっていうのが、ご説明願いたいことと、これは消防職だけなのか。事務組合全体で再任用職員の、こういう雇用の形態というのがあるのか、ないのかということも含めて2点、ご説明願いたいということです。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねの件でございます。

40 ページ、一般職の本年度の職員数 133 名、括弧書きで 7 名ということでございます。

内容的には短時間勤務職員の再任用職員が 7 名ということでございます。

このうち、今事務組合はここに出席させていただいております、永尾参事。

今年がもう既に、常勤の採用という形で職員扱いをさせていただいております。

はぐっていただきまして、44 ページ、消防職の 28 年の 4 月 1 日現在というところで、133 名と、4 名という方の括弧書きがございますが、先ほど、40 ページの 7 名と言いましたのは、短時間勤務職員の再任用職員が 7 名という形で今回、消防署に限りましては、133 名の職員と短時間勤務の再任用職員が 4 名ということでございます。

しかしながら、再任用職員の常勤職員と言いますのは、1 名ここにカウントをさせていただいておりまして、7 級職に 1 名を加えさせていただきまして、トータルで再任用職員短時間常勤を含めまして、本来ならば、5 人今いるわけでございますけども、短時間職員をここに括弧書きで 4 という形であらわしております。

理由といたしましては、今回、消防長の人事の関係でございますが、宗像地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例というございまして、今回、ここに出席していただいております、早川次長が、平成 27 年度勧奨退職受付け期間中に、退職の勧奨退職の申し出が提出されております。

このことにを基に考えまして、調査し確認しましたところ、消防長の資格要件といたしましては、消防署長の職について、1 年以上の経験があったものであることが定められておりまして、今現在、消防長の資格を有する方は、早川次長 1 人でございます。

従いまして、今回、勧奨退職の申し出があったことに対しまして、消防長以下、慰留に再三務めさせていただいたわけでございますけども、本人の意思が固いということで、合意には至らなかつたという経過がございます。

このことから、消防長への資格を有する者が、いなくなつたことに伴いまして、今回、現消防長であります門脇消防長の方に、常勤の再任用職員として、1 年間、消防長職をお願いしたということから、今回は先ほどお尋ねにてております、消防職の数字の一つの差異がでたといったものとなっております。

従いまして、133 名の内、132 名の正規職員と 1 名の常勤の再任用職員が決まったところで、括弧書きの 4 名については、短時間勤務の再任用職員を 4 名お願いするという形であらわしているところでございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

今、説明を聞いてようやく分かりました。

そういう経過、説明を受けて、なるほどと思ったのですが、気になったのは、先ほど、消防長になる方については消防署長の経験が1年以上ないとだめだと。

これは、国の消防法に規定された資格要件なのですか、その1点だけお聞きしたい。それとも、本組合の条例による規定なのか、その違いですね。
お聞きしたいと思います。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

1番直近では条例に定めております。

宗像地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例という形でございまして、第1条に、消防長の資格、第2条に、消防署長の資格という形で定めておりまして、その資格要件を定めております。

また、その上位法では、消防組織法という形でございますので、一応それに基づいた形での資格要件があるものでございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

私が聞いたのは、上位の消防法で定められるとんですかっていう意味、明確にそこをはっきりしていただきたいとます。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

今お尋ねの件につきましては、平成26年に市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令というございます。

これにつきましては、今まで各自治体で条例化する必要はなかったのですけども、条例で決めなさいということで国の基準に基づきまして、25年度に当組合議会で条例を可決していただいているものでございます。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

緊急避難的に、退職を迎えた門脇現消防長が 1 年間、消防長を継続されると、それは消防署を管理する上で重要な任務のポストですから、理解できるのですけども、今回の提案に至った形で、私が確認したいのは、国の消防法で国の基準で、そういう明確な、消防長の任務については条例で定めなさいという奨励だけであれば、自治体の条例で緊急避難的に、例えば、仮の話です。これは、半年前からもし分かっていれば、この条例の改正やむなしと、緊急避難的に、ただし書きで、消防長に当たっては、議会の同意を得たものについては、承認できるとか。この条例改正で対応できる余地があるものであれば。何らかの対応の仕方というのを考えられたのではないかと。

これが、説明あるように、国の上位法でも資格要件が定められているという場合は、仕方がないというふうには理解できるのですが、その対応の仕方はもう少し工夫が、事務組合としては、検討の余地はあったのではないでしょうか。そういう疑問を今抱いた次第です。それについては、どういうご検討を事務組合ではされたのでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、先ほど消防長から、組織法の改正で、また、その政令で、条例を定めなさいということで、25 年度の議会で条例制定をさせていただいたものでございますが、これにつきましては、その政令において準則と定めがあったものですから、それをそのまま使わせていただいておりますので、改正という形まで考えておりませんでした。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

最後にしますけども、やはり、基本的な再任用職員は、今国も進めておりますから、これ自体は否定するものではありません。

しかし、人事はやっぱり、一つの大きな基本方針というか、基本の枠がありまして、退職を迎えた方については、再任用の場合は、再任用職員としての雇用の形態というのは当然あってしかるべきで、そういう形をなし崩しに、ある意味崩していくことは、今

後いかがなものかなと。

本市においては、総務部長をしていた者が退職を迎えた後も、人事が不足で適用した人がいないという理由で、退職後も総務部長をするようなものです。形としては。

だから、条例でそれが定められているのであれば、条例改正という形で、何らかの対応をとるべきでなかったのかと私は思います。

そのくらい、地方公務員における役職の問題というのは、けじめをつけるべき問題ではないかと思いますので、今後、執行部で正副組合長含めて、この問題については、ご検討いただけたらと思います。

なお、門脇消防長がおられる前でこういう質問をするのはあれですけども、緊急避難的に、1年間消防長を務められるということで、その任務については、重大な任務なので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○吉田議長

要望はとどめていただきたいのですが。

今回限りにしてください。

要望は討論の時にやってください。

ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、終わります。

それでは全体を通して、質問をお受けしたいと思いますが、ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論終結いたします。

これより第22号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

《 休憩 》

○吉田議長

引き続き、会議を開きます。

日程第2 第23号議案「平成28年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第23号議案を説明させていただきます。

第23号議案「平成28年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」

平成28年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

別冊の予算書で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,876万円と定めるもので、前年度に比べ、前年度当初予算に比べまして、1,569万2,000円の減額としております。

歳入から説明させていただきます。

8ページ9ページをお願いいたします。

1款 診療収入は、対前年度比158万2,000円増の1億9,753万1,000円を計上しております。

2款 分担金及び負担金は、対前年度比959万7,000円を減額し、2,822万6,000円を計上しております。

内訳は、経常費負担金が1,382万4,000円、対前年度比959万7,000円の減額となっております。

創設費負担金は1,440万2,000円で前年度と同額でございます。

3款 繰入金は、対前年度比1,167万7,000円を減額しております。

これは前年度に実施しました空調機器更新工事費分がなくなったためでございます。

4款 繰越金は、対前年度比400万円を増額し、2,300万円を見込んでおります。

細節に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款 急患センター運営費は対前年度比1,527万7,000円を減額し、2億3,235万8,000円を計上しております。

主な支出内容について説明をさせていただきます。

13 節 委託料、管理委託料ですが、対前年度比 402 万 7,000 円を減額して 2 億 2,899 万 5,000 円を計上しております。

急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会に委託をしております。

減額の主な理由につきましては、前年度に比べ、シルバーウィーク等の連休が減ったことに伴いまして、医師、看護師等の賃金が減額になったことによるものでございます。

2 款 公債費は急患センターの移転事業に伴う、平成 9 年度、平成 10 年度の起債に対する償還元金と利子でございます。

前年度と同額の 1,440 万 2,000 円を計上しております。

なお、12 ページ 13 ページには給与費明細を、14 ページ 15 ページは、地方債の現在高調書を掲載しております。ご参照いただければと思います。

以上で第 23 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計の予算」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより第 23 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

次になります。

日程第 3 第 24 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは、第 24 号議案について説明させていただきます。

第 24 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」

平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

それでは別冊の予算書で説明させていただきますので、1 ページをお願いいたします。

第 1 条 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 3,644 万 4,000 円と定めるものでございます。平成 27 年度当初予算に比べまして、1 億 1,601 万 8,000 円の減額となっております。

それでは、事項別明細書のに沿って説明させていただきます。

8 ページ 9 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

事業収入は前年度より 3 万 6,000 円を減額し、1,244 万 8,000 円を計上しております。

2 款 分担金及び負担金は前年度と同額の 10 万 8,000 円を計上しております。

3 款 国庫支出金は前年度より 4,011 万 5,000 円を減額し、4,658 万 5,000 円を計上しております。

4 款 繰入金は、事業費の縮小により、前年度より 5,314 万 7,000 円を減額し、5,161 万 2,000 円としております。

5 款 繰越金でございます

前年度と同額の 1,000 円を計上しております。

6 款 諸収入は前年度より 262 万円を減額し、239 万円を計上しております。

主な内容といたしましては、前年度事業に係る消費税還付金 238 万円を計上しております。

7 款 組合債は前年度より 2,010 万円減額し、簡易水道事業債 2,330 万円を計上しております。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

北九州市へのを包括業務委託関係で、平成 28 年度から、表記の仕方が一部変更となつております。変更箇所も含めて説明させていただきます。

1 款 総務費は、前年度より 526 万 2,000 円を減額し、1,679 万 1,000 円を計上しております。

主な支出としましては、13 節 委託料でございますが、北九州市への包括業務委託料 1,596 万 7,000 円を含め、1,675 万 4,000 円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、これまで、「節」で表記しておりました部

分を今回、包括委託料のくくりの中であらわしております、事業費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金補助及び交付金という表記にあらわしております。

2款 事業費でございます。

前年度より 1 億 1,640 万円を減額し、1 億 392 万 6,000 円を計上しております。

主な支出といたしましては 13 節の委託料でございますが、水道管布設替工事の設計業務委託料等で 995 万円を計上しております。

15 節の工事請負費につきましては、水道管布設替工事等で 9,397 万 6,000 円を計上しております。

3款 公債費は償還元金及び利子に係るもので、前年度より 564 万 4,000 円を増額し、1,522 万 7,000 円を計上しております。

続きまして、12 ページ 13 ページをお願いいたします。

予備費でございます。

予備費につきましては、昨年、と同額の 50 万円を計上しております。

これをもちまして第 24 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

末吉議員。

○末吉議員

水道事業の本会計とかかわってくるのでしょうかけど、今までのこういう予算で言いますと、例えば、大島簡易水道の事業が、28 年度はどういうことを計画している、あるいはどういう事業を予定しているというのが、予算書の中でも説明なり一つの事業費として、出てきたのでしょうかけど、今回の場合はもう一括して包括委託料の委託料と、工事請負費という括りで、出てるいだけですよね。そういう中で、予算審議上、何といいますかね、当初予算の審議に本当にこれで耐えうるのかなと。

今年度の事業計画ですか、どういう事業があって、当初予算につながっているのかっていう、審査が、十分できないのじゃないかなと、思うのですが、その辺はどういう説明を議会側にされるご予定なのでですか？。

○吉田議長

包括委託料の内容、事業費別等がありましたら。執行部。

○矢野施設課長

施設課長の矢野と申します。よろしくお願ひいたします。

28年度の大島の事業としましては、浄水場の建設も終わりましたので、あとは、配水管の布設替工事、これは上水道の予算のところで、大島の図面なんかも、位置図を付けておりますけども、配水管の布設替の事業が28年度あります。

以上です。

○吉田議長

末吉議員、いいですか。

○末吉議員

図面のことだけですか。新年度から事業の発注の仕方が変わるので、議会審議に耐え得る資料の提出をお願いしたいのですが。

○吉田議員

矢野施設課長。

○矢野施設課長

上水道のところで、28年度の工事予定箇所とメーター数等も上げております。

それで、議案26号の資料2のところで、一覧表を上げておりますけども、大島簡易水道につきましては、口径50mmの延長で1,220mの距離の工事を予定しております。

詳しくは、水道事業の会計のときに、一緒に説明したいと思います。

以上です。

○吉田議長

はい、石松議員。

○石松議員

11ページをご覧になってください。

事業費のところです。、表記の間違いじゃないかと思うのですけども。

右の所に13節で、委託料がございますね。

その下のところには実施設計等委託料が一つ、測量設計委託が一つ、三つ目に配置図作成及び修正委託という三つの項目があるわけですけども。

右のように数字を見てもらったら、実施設計と委託料が9,950、測量設計委託が8,950、配置図作成及び修正委託が1,000ということで、委託料が9,950ですから、これは、おかしい表記だと思うのですね。

これについて説明をお願いいたします。

○吉田議長

執行部、どうぞ。

○青谷主幹

管理係長の青谷と言います。

今、石松議員がおっしゃられたとおり、下の測量設計委託、配管図作成、及び修正委託っていう二つの項目につきましては、1マス右に、ずらしておけばわかりやすかったかなと思っております。申しわけありません。

今の表記は、実施設計等委託料の内訳としまして、下の二つ測量設計委託と配管図作成及び修正委託というふうになっております。

○吉田議長

それで、その実施設計委託料という 995 万円を削除するのでしょうか。でないと計算があいませんよ。削除と言ってもらわないと。

○青谷主幹

そういうことです。

はい。削除お願いします。

○吉田議長

すいません、だそうです。

ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより第 24 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

次に入ります。

日程第4 第25号議案「平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第25号議案について説明させていただきます。

第25号議案「平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」

平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生。

別冊の予算書でお願いいたします。

1ページでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ755万6,000円と定めるものでございます。

平成27年度当初予算に比べまして、167万6,000円の増額となっております。

それでは予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

歳入 6ページ7ページをお願いいたします。

1款 事業収入は前年度より19万7,000円を減額し、140万1,000円を計上しております。

2款 分担金及び負担金は1,000円を計上しております。

3款 繰入金につきましては、前年度より187万3,000円を増額し、615万2,000円を計上しております。

4款 繰越金

5款 諸収入はそれぞれ1,000円を計上させていただいております。

それでは、歳出の方でございます。

8ページ9ページをお願いいたします。

先ほど、大島簡易水道事業の方で説明させていただきましたが、包括業務委託の関連で予算書の表記が一部変更となっております。

1款 総務費でございます。

昨年度より167万6,000円を増額し、486万9,000円を計上しております。

増額の要因といたしましては、施設維持管理業務内容の見直しによるものでございます。

主な支出としましては、13節委託料で、北九州市への包括業務委託料456万2,000円を含め486万1,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、需用費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金となっております。

3款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので 223万7,000円を計上しております。

4款 予備費は前年度と同額の45万円を計上しております。

これをもちまして、第25号議案「平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより第25号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 第26号議案「平成28年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

第26号議案について説明させていただきます。

第26号議案「平成28年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」

平成28年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

平成28年度におきましても27年度に引き続き、国庫補助事業である水道事業広域化促進事業及び生活基盤近代化事業を活用し、配水管布設替工事を中心に、更新事業を予定しており、さらなる水道水の安定供給に努めることにしております。

また、平成28年度より北九州市への包括業務委託を実施するための予算を計上してお

ります。

別冊の予算書 1 ページをお願いいたします。

第 2 条で業務の予定量を定めております。

年間 総給水量は、1,269 万 7,799 m³を予定しており、前年度に対しまして、1.3%の伸びを見込んでおります。

主な事業といたしまして、老朽化した水道管の布設替を行う一般改良費としまして 10 億 7,319 万 5,000 円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費といたしまして、2 億 8,284 万円を計上しております。

第 3 条及び第 4 条につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。2 ページをお願いいたします。

第 5 条では、企業債について定めております。限度額は 900 万円としております。

第 6 条一時借入金の限度額につきましては、起債と同額の 900 万円としております。3 ページでございます。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる項目について定めております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することはできない経費につきましては、職員給与費 3,472 万 8,000 円としております。

第 9 条、他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水道会計に補助を受ける金額について掲げております、金額は 1,424 万 8,000 円でございます。

第 10 条、棚卸資産購入限度額につきましては、緊急に必要とする水道施設の修理機材や支給材料等についての購入限度額を定める旨の条項でございまして、購入限度額は 1 億 4,501 万 7,000 円としております。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 8 ページまでは、平成 28 年度予算の実施計画について記載したものでございますが、23 ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきますので、内容については省略させていただきます。

次に、9 ページでございます。

9 ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、貸借対照表や損益計算書とあわせて、経営状況が明示されるもので、1 番下の行でございますが、資金期末残高の金額、31 億 7,873 万円余は 16 ページ 17 ページにあります、予定貸借表の資産の部、2 流動資産、(1) の現金預金の額と一致しております。

次に、10 ページ 11 ページをお願いいたします。

給与費の明細を掲げております。

まず、1 総括でございます。

平成 28 年度と平成 27 年度の職員数と給与費等について比較をしております。

12 ページから 15 ページにかけましては、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当

の状況を掲載しております。

16 ページ 17 ページをお願いいたします。

平成 28 年度当初予算ベースにより、決算を見込んだ予定貸借表を掲載しております。

資産合計、負債・資本合計それぞれ 369 億 9,003 万 4,000 円余を予定しております。

18 ページ 19 ページをお願いいたします。

平成 27 年度決算見込みによる、平成 27 年度末、予定貸借対照表を掲載しております。

資産合計、負債・資本合計は、それぞれ 366 億 4,174 万 9,000 円余を予定しております。

20 ページをお願いいたします。

平成 27 年度決算見込みによる、予定損益計算書を掲載しております。

当年度純利益といたしまして、3 億 7,076 万 9,000 円余を予定しております。

21 ページ 22 ページをお願いいたします。

注記を掲載しております。財務諸表をつくるための基準及び手続を掲載しております。

続きまして、事項別明細書の説明に入らせていただきます。

23 ページをお願いいたします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

収益的収支の収入の部でございますが、1 款、水道事業収益につきましては、32 億 9,709 万 9,000 円を予定しております。

1 項 営業収益、1 目 給水収益につきましては、25 億 8,033 万 8,000 円を予定しております。

2 目 受託工事収益は、宗像市が負担する道路舗装工事代金といたしまして、4,000 万円を計上しております。

3 目 その他営業収益は 1 億 3,654 万 8,000 円を計上しております。

このうち、2 節 手数料でございますが、下水道使用料等徴収事務手数料等で 1 億 2,937 万 7,000 円を計上しております。

2 項 営業外収益でございます。5 億 4,021 万 2,000 円を計上しております。

このうち、3 目 加入金は、水道利用加入金といたしまして、1 億 5,035 万 8,000 円を計上しております。

24 ページをお願いいたします。

8 目でございます。

長期前受戻入は、3 億 7,220 万 6,000 円を計上しております。これは、予定貸借対照表の長期前受金に計上しました未償却相当額のうち、当年度償却分を収益として表したものでございます。

9 目 引当金戻入益は退職給付引当金戻入益等で 198 万 2,000 円を計上しております。

年度末要引当額の差益分を収益としたものです。

25 ページをお願いいたします。

収益的収支の支出の部でございますが、1款 水道事業費用は28億7,832万7,000円を計上しております。

1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は、9億843万8,000円を計上しております。

このうち、16節 委託料は、北九州市への包括業務委託料3億1,786万2,000円を含め3億4,872万4,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、燃料費、通信運搬費、委託料、手数料を修繕費、動力費、薬品費となっております。

32節の受水費でございます。

北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水分でございまして、5億4,304万2,000円を計上しております。

受水量は、北九州市から1日当たり3,000m³増量となり、平成28年度から1万3,000m³の受水、福岡地区水道企業団からは、1日最大2,400m³を受水する予定でございます。

26ページをお願いいたします。

2目 配水及び給水費は2億5,634万1,000円を計上しております。

このうち16節 委託料は、北九州市への包括業務委託料2億4,077万1,000円を含め、2億4,528万1,000円を計上しております。

包括業務の委託料の内訳といたしましては、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、修繕費、工事請負費、動力費となっております。

3目 受託工事費は、宗像市が負担する道路舗装工事費としまして、収入の部の受託工事費収益と同額の4,000万円を計上しております。

4目 総係費は4億2,707万2,000円を計上しております。

27ページに移らせていただきます。

16節 委託料でございますが、北九州市は包括業務委託料9,424万円を含め1億103万7,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、研修費、負担金となっております。

30節 負担金は、北九州市への包括業務委託料、1億9,645万9,000円含め、2億4,937万8,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては報償費、備消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、負担金となっております。

28ページをお願いいたします。

5目 簡易水道事業債は、地島簡易水道の経費、1,031万円を計上しております。

16節 委託料は、北九州市への包括業務委託料といたしまして1,026万2,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、修繕費、工事請負費、動力費、薬品費となっております。

6目 減価償却費は10億8,326万円を計上させていただいております。

7目 資産減耗費は6,347万8,000円を計上させていただいております。

2項 営業外費用は8,192万8,000円を計上しております。

このうち、1目 支払利息で7,499万7,000円を計上しております。

3項 特別損失では、4目 過年度損益修正損で250万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

資本的収支の収入の部でございますが、1項 1目 建設改良費等の財源に当たるための企業債は、水道施設整備に係る財源といたしまして900万円を計上しております。

2項 1目 負担金及び寄附金につきましては、関係市からの、消火栓設置費負担金等で1,044万円を計上しております。

3項 補助金は、3億8,217万4,000円を計上しております。

1目 国庫補助金は、広域化促進事業等で3億5,300万円を計上しております。

2目 他会計補助金は、企業債の元金及び簡易水道事業経費に係る宗像市からの補助金1,221万3,000円を計上しております。

3目 県補助金は、企業団創設事業時に借り入れをしました建設利息債の元金償還の2分の1が交付される福岡県の水道広域化事業補助で1,696万1,000円を計上しております。

4項 1目 出資金は、企業債の元金及び広域化促進事業の建設改良費にかかる関係市からの出資金と、福岡地区水道企業団への関係市からの出資金で3億4,503万2,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

資本的支出では、1項 一般改良費で13億6,637万7,000円を計上しております。

主な内訳といたしまして 6目 配水施設費としまして、老朽化した配水管の布設替事業等で10億7,319万5,000円を計上しております。

8目 事業費として2億4,464万8,000円を計上しております。

16節 配水管布設替測量設計等で1億2,105万円を計上しております。

30節 負担金は、北九州市への包括業務委託料1億57万3,000円を含め1億2,339万3,000円を計上しております。

包括業務委託料の内訳といたしましては、代替執行に伴う負担としております。

31ページをお願いいたします。

2目 拡張事業費は3億1,595万円を計上しております。

1目 施設整備費 16節 委託料は、福津市下水道工事に伴う、配水管布設工事の委託費で、1億5,425万円を計上しております。

23節 工事請負費は、配水管布設工事費等の費用で1億2,859万円を計上しております。

3目 事務費でございます。

16 節 委託料で、配水管布設測量設計等で 3,307 万円を含め、3,311 万円を計上しております。

次に、3 項 1 目 企業債償還金につきましては、3 億 433 万 8,000 円を計上しております。

5 項 1 目 出資金 652 万円 2,000 円は、福岡地区水道企業団への出資金のため、関係市から受け入れた額をそのまま計上しております。

これをもちまして、第 26 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算」の説明を終わらせていただきます。

なお、北九州市への水道事業包括業務委託に関しまして、事項別明細書に北九州市包括業務委託費として、項目ごとにあらわしておりますが、配布の資料に基づきまして説明を加えさせていただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

営業課長の占部でございます。

昨日、配付させていただきました「議案 第 26 号資料① 予算の比較表」A3 の縦 3 枚ものでございます。

それから、本日配付させていただきました「議案 第 26 号資料③ 平成 28 年度委託料の概要」につきまして、説明させていただきます。

昨日の一般質問におきまして、末吉議員から経費の比較について、ご質問いただきました。口頭で金額との説明をさせていただきましたが、わかりづらい点もあったかと思いますので、まず、本日配付の「平成 28 年度委託料の概要」について説明させていただきます。

A4 の縦のものでございます。

委託料の予定総額は、9 億 8,069 万 6,000 円となっております。

それから包括委託の効果額は、昨日申し上げましたとおり 2,200 万円ということでございます。

まず、上の枠内表に北九州市に包括業務委託をした場合と、委託業務しなかった場合と比較をしております。

効果額でございますが、まず、1 番上、人件費が 1,000 万円、支給材効果 6,900 万円、薬品共同購入が 800 万円、それからセット単価方式が 700 万円、水質検査が 200 万円、それから逆に増えるものでございますが、諸経費が約 8,000 万円、支給材の管理に要する費用が 500 万円、それから昨日も申し上げました人件費、消費税の分が効果額として

1,100万円、合わせまして2,200万円となっております。

下の枠の表でございますが、一昨年度説明させていただきました効果額、左側が2,300万円、トータルです。

上と同じ数字を2,200万円と、比較表として掲載させていただいております。

今回の効果額2,200万円の内訳詳細につきまして、昨日配布いたしました「議案 第26号資料①」A3縦サイズの3枚ものでございます。

こちらをご覧いただきたいと思います。

この予算比較表につきましては、平成28年度水道事業会計予算、それから、大島簡易水道事業特別会計予算、本木簡易水道事業特別会計予算の3会計のうち、包括業務委託に関する部分のみを抜き出しまして作成しております。

まず、この表を作成した目的でございますが、北九州市に包括業務委託した場合と、しなかった場合等の予算の比較をするために作成しております。

表の左側から、予算科目として款 項目 節 細節 明細を掲載しております。

その右側の列に、事務組合（A）の予算を掲載しております。

これは予算書に計上した額ではなく、北九州市に包括業務委託をせずに、平成27年度までと同様に、事務組合で水道事業を継続した場合の予算額を掲載しております。

その右側太枠で囲んだ列に、北九州市委託（B）の予算計上しております。

これは今回の平成28年度水道事業会計予算のうち、北九州市包括業務委託に係る予算額を計上しております、予算書と同一の数字を計上しております。

予算書の掲載ページでございますが、予算書の最終ページから4枚前になります。

予算書の方でございますが、水道事業会計の25ページになります。

そちらをご覧になっていただきたいのですけれども、予算書の歳出ページから4枚前でございますが、予算比較表の方が、北九州市委託というベースの数値部分、上から6行目になります。

予算比較表のA3の分でございますが、北九州市委託（B）の上から6行目になります。燃料費に40万1,000円が計上されております。

この燃料費40万1,000円が予算書ではどこに計上されているかというと、予算書の25ページの中段に、16節 委託料 3億4,872万4,000円を計上しております。

その中で備考欄の上から6行目に北九州包括業務委託を掲載しておりますが、その次の行の燃料費（自家発電用軽油）に40万1,000円計上しております。

予算書の方の単位は1,000円となっております。

予算比較表の方は、単位の記入を漏らしておりますが、円単位でございます。

以下その下の行が、それぞれ予算比較表となっています。

予算書と対応しております。

ただし、予算比較表の方は明細ごとに合計を表示している欄もございます。

予算比較表の方に戻ります。

北九州市委託、各B列の右側の列にB－Aの差を掲載しております。

この数値がプラスの場合、北九州市に委託した場合の方が、コストがかかるということでございます。この数値がマイナスの場合、北九州市に委託した場合の方が、コストが抑えられるということになります。

先ほどの燃料費 40万1,000円の二つ上の行になりますが、旅費のところになります。

旅費が事務組合の方に 7,000円計上されており、北九州市の方には計上されておりません。

差がマイナス 7,000円となり、北九州市に委託した場合の方が、コストが抑えられると考えられますが、備考欄に諸経費に含むという表示がございます。

この諸経費につきましては、この比較表の1ページの1番下の行、網をかけている欄でございますが、包括委託料の負担金、諸経費欄に計上しております 3,568万6,000円の中に含まれているということを意味しております。

なぜ旅費や消耗品費を諸経費に含めたかということでございますが、今回の諸経費、いわゆる事務費の算定に当たりましては、水道施設管理業務第三者委託積算要領、それから北九州市受託工事取扱要領に基づきまして算定しております。

この諸経費の計算は大変複雑で説明しづらいものでございますが、大きく分けて、人件費から生ずる率計上によるものと、実際の経費を積み上げて計上したものの、大体この二つの合計額になると思っていただければ良いかと思います。

備消耗品費や印刷、製本費などの一部は、直接経費の率計上部分で予算計上することになっておりますので、負担金諸経費から支出することになります。

ここで、この網をかけた負担金について説明させていただきます。

今回の包括業務委託に係る人件費及び諸経費につきましては、第三者委託に係る部分と、事務の代替執行にかかる部分とは区分して計上しております。

これらの部分に、この予算比較表では網かけで表示しております。

1ページ目の負担金、1番下から1行目と2行目の負担金の人件費と諸経費と書いてある部分でございます。

2ページ目になりますが、上から9行目と10行目、負担金の1番下のとこになります負担金、人件費、諸経費が、3条予算の収益的支出の事務の代替執行に係る分でございます。

それから、2ページ目の下から、4行目で5行目になります。

この負担金の人件費と諸経費が、4条予算資本的支出の事務の代替執行にかかる人件費、諸経費でございます。

3ページの大島簡水事業、本木簡水事業につきましても、負担金の部分が第三者委託に係る人件と諸経費でございます。

それではこの比較表の1ページに戻りまして、北九州市委託B－Aの差の部分でございますが、こちらの差が大きいものについてのみ説明させていただきたいと思います。

まず、2行目の事務組合が行った場合の人事費でございますが、3条予算、収益的支出分の1億1,230万円を事務組合欄に掲載しております。

北九州市委託欄がゼロのため、差がマイナス1億1,230万円となっておりますが、北九州市委託の人事費につきましては、先ほど説明いたしました1番下の負担金の欄の人事費欄に掲載しています。

人事費につきましては、3条予算の収益的支出、それから4条予算の資本的支出、大島簡水、本木簡水の合計を事務組合が行った場合と、北九州市委託の場合、それぞれに計算しまして、差し引きしますと、約1000万円のマイナスとなりまして、北九州市に包括委託する場合の効果額がでます。この1,000万円が、今日配付させていただきました資料③の1番上の人件費の1,000万円ということと合致するようになります。

次にまた予算比較表に戻りますが、1ページ目の、上から9行目、差の部分でございます。

手数料の水質検査マイナス329万円でございますが、北九州市直営による効果額でございます。

こちらは先ほどの概要の方と差が一致しませんが、3条予算、4条予算、大島、本木を合わせますと、先ほどの委託料の概要の水質検査の200万円という効果額になります。

次に、水質検査の四つ下の行になりますが、薬品費マイナス800万円で共同購入による効果額でございます。

こちらは先ほど委託料の概要の額と一致しております。

それから、七つ下の行になりますが、委託料プラス923万円でございますが、支給材方式導入に伴う管理費500万円等の増加分でございます。

備考欄に書いております支給材管理のプラス500万円が、先ほどの表のプラス500万円と一致しております。

それからその三つ下の行になります。

修繕費、マイナス718万9,000円でございますが、セット単価方式導入による効果額でございます。こちらも、先ほどの委託料の概要の数字と一致しております。

その10行下になります。

先ほどの負担金の人事費、諸経費の人事費の分でございますが、5,853万6,000円でございますが、第三者委託の形になっております。その下負担金諸経費プラス3,568万6,000円でございますが、第三者委託に係る諸経費でございます。

2ページ目をお願いいたします。

上から9行目の負担金、人事費プラス1,890万円でございますが、事務の代替執行にかかる人事費でございます。

その下、負担金諸経費プラス931万3,000円でございますが、事務の代替執行にかかる諸経費でございます。

その六つ下の行になります。

簡易水道事業債、（地島）、委託料、運転委託プラス 159 万 1,000 円でございますが、地島浄水場の運転委託料が増加しております。

この理由でございますが、先ほど、局長の説明の中で言いましたが、包括業務委託に当たりまして、多礼、地島、大島、本木の各浄水場の業務量と、精査した結果、運転委託料の総額は同額でございますが、各浄水場で増減が発生しております。地島浄水場は 159 万 1,000 円の増額となっております。

4 条予算 資本的支出でございます。

資本的支出の 2 行目、事務組合が行った場合の人事費でございます。

4 条予算、資本的支出分の 4,150 万円を事務組合欄に掲載しております。

3 条予算の計上箇所で説明しましたとおり、人事費につきましては、3 条、4 条、大島、本木の予算の合計で比較しますと、1,000 万円のマイナスとなりまして、包括委託効果額となります。

次にその下の、負担金、人事費プラス 6,555 万 6,000 円でございますが、事務の代替執行にかかる人事費でございます。

その下、負担金諸経費プラス 3,501 万 7,000 円でございますが、事務の代替執行にかかる諸経費でございます。

次のページお願いします。

大島簡易水道事業特別会計でございます。

上から 7 行目にあります委託料、委託料運転管理、マイナス 156 万円でございますが、先ほどの地島浄水場の運転委託料と同様の理由によりまして、大島浄水場は 156 万円の減額となっております。

本木簡易水道事業特別会計でございます。

上から 7 行目になります。

委託料、委託料運転管理、プラス 59 万 2,000 円でございますが、何度も申しますが地島、大島浄水場の運転委託料と同様によりまして、59 万 2,000 円の増額となっております。

最後に総括表を作成しております。

まず、一つ目の表でございますが、水道事業、大島簡水事業、本木簡水事業の 3 会計の合計額を算出しております。

1 番下の計の欄でございますが、事務組合で事業継続した場合、9 億 2,249 万 2,000 円の予算となります。

北九州市に包括業務を委託した場合は、9 億 8,069 万 6,000 円の予算となり、委託料の概要の 1 番上にあります 9 億 8,000 万円一致し、委託料予定額となります。差し引き 5,820 万 4,000 円の増額となっておりますが、その他の効果額を最後の表に掲載しております。

支給材方式導入効果額は 6,900 万円となっております。

その下に掲載しております人件費分消費税がマイナス 1,122 万 4,000 円となっております。この二つの効果額を加えて、差し引きしますと最下段の右端になりますが、包括委託による効果額は 2,202 万円となっております。

以上で、予算比較表の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

水道会計につきましては一括で質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

井上議員。

○井上議員

委託料の総額が 9 億 8,069 万 6,000 円で、これは負担金を含むということでございました。今後、契約されるに当たってこの限度額以内でしょうけども、限度額いっぱいですか。

○吉田議長

現在 9 億 8,000 万円で委託していますが、これ以上安くならないかということですが。

占部営業課長。

○占部営業課長

この 9 億 8,069 万 6,000 円というのは、水道事業会計それから大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計を合わせた額でございます。

○吉田議長

今後、限度額は安くならないのか、ということですね。

もう一度、井上議員。

○井上議員

3 月に契約される金額は、限度額いっぱい契約っていうことなのですか。

それから、少し安くなることはないのですか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

限度額いっぱいになる予定でございます。

○吉田議長

杉下議員。

○杉下議員

この間の 2 月 5 日の全協の時に、契約の前提となる代替執行に関する規約実施細則についてのご説明を受けまして、その中で経費の見積もりに関しては、業務運営計画を出していただいたりとかという中で、協議の上で見積もりがなされていくわけですね。

今のご説明を受けていたら、こういうような段取りは、どこでされていたのかがよくわからぬのですが。この段取りを受けた上での、この予算計上なのかをお伺いしたいのですが。

○吉田議長

どこでという意味が。

はい、もう一度。

○杉下議員

はい、初年度なので、結局、契約よりも前に予算計上をするに当たって、この試算をしている段階で、北九州と協議をされたのかどうかということをお伺いしたいです。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

各担当部門で、施設課は北九州市の計画課、それから、私どもの営業課は、北九州市の営業課と当然協議しております、仕様書も作成しております、あとは、予算の内訳の交渉をいたしまして、先ほどの率計上に入れるか、積み上げに入れるかということで、色々やり取りをして減価交渉も最大限させていただいております。

○吉田議長

杉下議員。

○杉下議員

ということでしたら、先ほどの井上議員のご質問なさった、結局、これ以上は下がら

ないのかというのは、そういう協議がなされたから、もうそれ以上は下げるることはできないという理解でいいということなのですか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

最終的に減額交渉を最後の 1 ヶ月間、こちらの方もなるべく予算を少なくということで、効果が出るようにということで、かなり減額交渉を一生懸命させていただきました。その結果でございますので、これ以上は難しいと思います。

○吉田議長

1 回目ですね。井上議員の質問の時に、そう言った答えをしていただければ、詳しくしていただくだけでいいのではないかと思います。

米山議員。

○米山議員

資料 2 議案 26 資料 1 の中の修繕費、下から 11 ですか。

この修繕費が当組合でした場合は 1 億 4,700 万円、北九州に至っては 1 億 3,900 万円となり、718 万 9,000 円の減額ということになっていますが、修繕費という事業で具体的にどういったものを示すのでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、修繕費はですね、公道の配水管の漏水工事、こういうものが主でございましてですね、効果額の 700 万円ですが、単価方式で安くなるというようなことはですね、27 年度までは、そういう修繕工事が、公道上とかで出てきますと、積み上げ方式といいまして、かかった材料、それから、かかったとこ、それを一つずつ積み上げて積算する方法でございました。

それで 28 年度からは、それをですね、簡便にするために、ある程度、まとめて単価を組むと。例えば市道であれば 1m 挖ればもういくらですよ。

復旧まで含めてですね、そういうやり方で、かかる手間をできるだけ、少なくしようというようなことで、組んだのがセット単価でございますけども、それと同時にですね。

修繕の工事基準、これも明確に今回つくりました。

それで、例えば、公道上で漏水をしているところで、業者によってはですね、それは

70 cm掘る場合もあるし、1mで掘る場合もあります。

そのところを、修繕については、掘削幅については 70 cmでいくとかですね。そういうのをきっちり決めさせてもらって、それで、土工なんかもセットで単価を組み上げていくセット単価方式と、工事費これを合わせてですね、セット単価を組みました。

それで、組み終わって、過去の修繕工事、大きいものから小さいものまで、50 件程度はですね。それで検証してみました。そうすると、おおよそですね、95%ぐらいのところで、金額が収まりましたので、28 年度においては、セット単価と工事基準を組み合わせたところですね。大体、修繕の 5%の分は安くなるのじやなかろうかということで、1 億 4,000 万円の 5%ということで、700 万円は安くなるのじやないかということで 700 万円の計上させてもらいました。

以上です。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

いろいろな現場を仮設的にやるうえで、歩掛りを落としたというふうに私は理解しますね。

積算基準を大抵それに合わせてというふうに、試験的にやってみてそういう結果が出るということなのですが、70 cm、1m掘ってきて、過去 1 m掘ってきたという事は、やはりそれだけ掘削する必要性があったら、現場の状況によってやってきた可能性があると思うのですよね。

現実的に 5%の積算基準を落とすという事は、業者の利益がそれだけ、本当なら建設土木の場合 5%は純利益ですから、私の経験では、もう 5%落とされるという事は、業者の純利益がなくなるというふうに理解するのですが、そういう現場状況に応じてですね、場合によっては 50 cmで済む所もあれば、70 cmで済む所、あるいは 1m掘る必要がある所というのが出てくると思います。

これは緊急工事ですから、これはあくまで普通の積算に基づいた工事と違いますから、その辺の臨機応変な処置、これでやってきて、果たしてうまくいくのかどうかその辺は心配するのですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、そのところ、歩掛りを落として一律 5%をカットしたっていうことではなくて

ですね。いいにくいのですけども、工事基準を今までですね、きっちり、こういう場合は、この幅で掘りましょうとかですね。そういうのを決めてなかったので、今回、それを決めさせてもらった。

ただし、やはり特殊なところも沢山ありますので、例えば、修繕工事で漏水をしているところを掘ると。ところが道路の下に入っていますので、どこを掘っていいか、わからないっていうところも当然あります。

そういうところはですね、セット単価でくみ上げて、幅をこういうふうに広くなつたという理由は、そういうふうに、水道管が埋設されていて、場所が特定できなかつたというようなことで書いていただければ、それはその幅を認めますよ、というようなことで、決して一律に5%カットしたっていうことじゃなくてですね。そういうことは、認めるようにしています。

ところが、やっぱりこれは明らかにちょっと掘り過ぎていますよ、というようなところを無くそう、ということで、50回程度取り上げて検証したら、掘り過ぎのところはそういうふうにカットしますけども、通常のきちっと工事されていれば、おおかた100%修理代金は払えるというふうに考えております。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

ということは718万円の削減額は、単純に考えて5%カットしたと理解しました。

だから、そういう臨機応変にやっていくという余地があるということですね。必ずしも718万の減額にならない。こういった数字にならないということですね。これがもう何百もの差が出てくるということはないと思いますけども、ある程度の上下する可能性があると理解してよろしいですね。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい。もちろん、これはパーセンテージで出していますので、掘り過ぎた部分が、将来きちっと工事されるというようなことになればですね、そういうところが下がっていく可能性もございます。

以上です。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

この件については、要するに地元業者さん等のご理解は得られているのでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、このセット単価方式とか、工事基準を組むに当たりましては、市内の管工事協同組合三つの協同組合、それから指定工事店なども、呼びまして、それで説明会を、3回説明しております、それからこのセット単価組み上がった後に、公道上の修繕は、管工事組合と提携ということになりますので、ここのところは、各管工事組合にも、こういう単価になりますけど、ということで、打ち合わせをして、4管工事組合の了解はいただいております。

○吉田議長

はい、どうぞ、米山議員。

○米山議員

委託のですね、中身を全部見ましたら、結果的に業者さんが泣かされた上で、成り立っているっていう委託なのですよ。

要するに、資材支給効果 6,900 万と、このセット単価の 714 万、これがなかつたら、包括委託は赤字ですよ。

結局業者が泣かされた上で、この包括事業が成り立ったというふうに私は理解しておりますが、組合長の考えはそのへんいかがですか。

○吉田議長

小山組合長。

○小山組合長

今までのやり方がベストだったのかどうかということも含めてですね、家族経営でやっておられた方には、多少そうした影響があるかと思いますが、企業として、子供たちにも、そしてまた、より大きな地域のためにやっていこうという企業にとってはある意味で、こうした規格というものを決められたことは、参考になっていくのではないかとい

うふうに思っております。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

今日いただきました資料と予算書見て、いくら見てもよくわからないのはですね。今日いただいた「26年資料③」で、支給材効果としてですね。

委託しない場合の支給材が12億8,100万円となっていますよね。それで、委託にかかる場合が12億1,200万円との差が6,900万円という計上されていますね。

予算書を見て、30ページ31ページを見ていただいたらわかるのですけども。

資本的支出のところでですね、一般改良費として、工事費10億7,300万円、それから拡張事業費として、1億2,800万円、合わせて約13億の工事を、4条予算関係でやるわけですね。

この予算書には、支給材料費が1億1,700万円って書いてあるのですね。それと、拡張事業費の場合は、1億6,400万円なのですよ。この支給材料費合計しても、約1億3,000万円なのですよね。

それと、今日いただいた、支給材効果で計上されている、この数字そのものがね。

これ、支給材効果が掲げられて残す総事業費そのものを指しているのでしょうか。

いわゆる工事費の4条関係予算の工事の総額をこれ示されているのでしょうか。

予算書とこの資料の見方がよくわからない。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

6,900万円と言いますのはですね。管の管材プラスの工事にかかります諸経費の分が入っておりますので、事業費と考えていいかと思います。

管材が安くなる分ですね。それから工事を組む際に、諸経費の分の一般管理費が、支給材をすることによって下がりますので、その二つによって、この6,900万円というのが出てきております。

○末吉議員

4条予算の30ページ31ページで支給材料費の合計は、1億3,000万円なのですよ。

1億3,000万円のうちに6,900万円も利益があがるのですか。材料合計合わせても1億3,000万円しかないのに、委託することによって、この方式に変えることによって6,900

万円も収益に差が出るのですかね。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

管材だけで 6,900 万円安くなるということでございません。大まかに言いますと、材料費で 50% ぐらい。それから設計書の中の一般管理費のところが、大まか 50% 程度安くなるということです。それで合わせて、6,900 万円安くなるということでございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

本事務組合から工事が発注するのに、一般管理費というのは、直接業者に発注する場合でも、委託工事が発注する場合でも、それを北九州市に委託する場合でも、同じ一般管理費計上するでしょう。そこで北九州市に委託することによって、一般管理費が 50%、3,000 万円も差があるのですか。

どういう計算の仕方をするのか。と言いますのは、不思議でならないのは、ある事務組合が工事をしますよと、工事が約 10 億トータルかかります。これに対する国庫金の補助金申請をしますわね。歩掛り含めて、それに対応する消費税もあるし、一般管理費の額もあるでしょう。その中で、結果として使用する材料ですよ。安くなった部分というのは、あとあと精算しなきゃいけないではないですか、国との関係でいえば、事業費そのものが、当初、管材料として、1 億 5,000 万に見ていたけども、実際は 1 億でよかつたと言ったら、その差額分の 5,000 万円はね。総事業費、国に申請した補助金申請の後、精算がかかってくるでしょう。その部分は、この効果額の中にはどういう関係があるのですか。

私が聞きたいのは、事務組合が発注する工事で北九州市に発注したらね、6,900 万円がうきますよと。今までの説明は、原材料いわゆる管をまとめて買うことによって、単価が安くなるのですよ、っていう説明を今までされてきたじゃないですか。

今日の説明ではいいや、それだけではありません。一般管理費がね、50% 安くなりまます。話がそこでも違う。一体その 6,900 万円という効果額というのはね。実態は何なのだと。

予算書見て、それが 1 つ 1 つチェックできませんよね。そこを何か、からくりがあるのかマジックがあるのか。幾つかの点を今、質問したのですけども。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、お答えします。

北九州に委託したから安くなるということではなくて、今までに 27 年度までは、設計書の中に、管材料も含めて発注をしておりました。

そういうことですから、一般管理費のその管材が入ったところで計算されます。

それで、28 年度以降はですね。

支給材方式ということですから、支給材はまとめて入札をしますので、まず、まとめて北九州が購入しますので、それで、大量に買うので、そこで材料費が安くなるというのと、管材を今度設計の段階ですけども、設計も管材を除いたところで設計を組みますので、当然、一般管理費っていうのは、そこの直接工事費のところで、パーセンテージが決まってきますので、管材を除いて一般管理費をかければ、それは、設計書の中に管材を入れて、はじいた金額よりも、当然一般管理費としては安くなります。

私の説明が、悪かったと思いますけども、支給材方式で、一括で購入する安さと、それと、設計書で発注する場合に管材を除いて、設計書を組みますので、そこの部分の一般管理費が安くなつて、それを合わせて 6,900 万円安くなるっていうことでござります。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

よくわかりました。

それで、お聞きしたいのは、本組合が事業やる場合、当然、国に補助事業としての申請をしますよね。補助事業の申請するときには、どういう積算方法で申請するのですか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、お答えします。

まず、今事務組合が、補助事業やつおりますのが、水道施設整備事業、広域化整備事業ということで事業やっていますけども、この支給材方式を導入したことにより、得られました効果額に対する補助金のカットはされません。というのが、支給材制度導入に

より得られた効果額は、そのまま請負工事費に反映されますので、その分多めに、水道の布設替えができるということになります。

それで、今までですね、補助事業により、布設替工事をしておりましたが、仮に、予定よりも落札額が大きければ、例えば補助事業で 10 億の予算があったとします。

それで、落札額が低くて、補助要望であげていた事業が、もうその枠の中で終わってしまえば、それは、次年度以降予定している、老朽管更新の部分を前倒しして、今年度に充ててやるということができますので、そういうことで、距離が伸びていくと。配水管布設替が伸びていくということになると思います。

例えば 10 億円で、結局、今、25 件ぐらいの水道の補助事業を、予算要望をしております。

それで、10 億という、枠に到達しなくてですね。予算がまだ余るというような状況にありますと、それは、次年度以降の工事を前倒して、28 年度にやるっていうこともできますので、そういうところで、枠いっぱいいっぱいの工事をさせていただくということになると思います。

以上です。

○吉田議長

末吉議員、いいですか、どうぞ。

○末吉議員

私の質問は、国との関係を私は言っているのですけども。

道路整備するとしますね。1 キロの道路整備。それにかかる事業費積算するじゃないですか。そして、生産というのは実際、入札残もあるでしょうけども、実際その事業にどれだけかかりましたよというのを国にまた報告するわけですね。

そこの中で、国の補助金の精算が生じるわけじゃないですか。

今、課長が言うのは、一旦この水道管の場合は、努力で安くなっても、それは返さなくていいよ、というふうに説明されているようですけども、ちょっと違うのではないかなというに思うのです。

ここはあくまでも事務組合にも今までしていた事業に対して、委託する場合に、これだけの効果が出ますよというわけですから、予算書でも、それがきちんと、私どもが比較できるようにならないと、この事業で、実際は今まで、1 億かかったったものが 9,500 万でこの工事については、済むようになりますというようなものであれば理解つくのです。

特に (1) 資本的支出の 30 ページ、31 ページでは、利益が上がるというこの支給材料費そのものがね。

材料費そのものは 1 億 3,000 万円しかないわけですよ。そのうちの、例えばその管材

料では 50% しか安くなりませんって言われても、1 億 3000 万円のうちの 3,000 万円もね。そんな差が出るのかと。いうこともこう数字的に、非常に信じられない、いくら一括方式とはいえ。

6,900 万の差が出ますという説得力ないと思うのですが。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

今日、お配りしました資料で 26 号 この資料の 1 がまず、それぞれの項目ごとの、比較。事務組合が行った場合、それから、委託した場合ということの比較が出させていただいております。

合わせて、③の資料が、その合計額でございまして、それが合わせて 6,900 万の効果が出ますということでございます。

ですから、それをあわせてみると全部、今言わたったところはわかるのではないかと思います。

これ以上、どういう資料が必要なのか、そこら辺がわかりません。

○吉田議長

暫時休憩いたします。

その間に執行部は、答弁をまとめてください。

再開の時間は追って連絡いたします。

« 休憩 »

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、執行部、安部次長。

○安部次長

すみません、時間をとっていただきましてありがとうございました。まず、ご質問の予算書の 30 ページ 31 ページでございます。

これの中で、30 ページの 6 目の 23 節 工事請負費 10 億 7,319 万 5,000 円でございます。

これと右側の 31 ページの 1 目の 23 節 工事請負費 1 億 2,859 万円。

これにつきましては、4 条予算ということで、事務組合の直接の予算になっています。

ですからこの分は、委託料の中に入っていないということで、まず、ご理解いただきたいと思います。

先ほど、ご質問にありました。

この中で、管材料費が右側の備考にあります 1 億 1,787 万 5000 円と、右側の 1,640 万円こういう効果等がございます。これ合わせますと 1 億 3,427 万 5,000 円になりますが。この分の効果額、削減額と、それから、先ほど矢野施設課長の申し上げました諸経費分を合わせると 6,900 万円だということで、そんなに額が出るかということでございます。

材料費分につきましては、約 6 割が部分を占めますし、諸経費分が 4 割というような割合で、効果額を算定しております。

その効果額の算定の仕方につきましては、今の北九州市が実際に支給材方式で、工事を行っています。

27 年度まで、事務組合では、直接設計を行った分で積み上げ方式で行っております。

実際にその年度に行っています工事を統計的に整理しまして、その額の違いをずっと、積算いたしまして、実勢価格としてこれだけ実際に差があるということから、積み上げを行っておりますので、決して架空の積み上げ方ではございません。

実績に基づいたものというふうになります。

もう一つ、この③の別紙の A 4 の縦の表がございます。

これの上の段の支給材効果の委託に係る予算の額 6,900 万円のもとになる 12 億 1,252 万 7,000 円、これが事業費の総額になりますが、これが先ほど申しました 30 ページ 31 ページの工事請負費のこの 2 つを足しますと、約 12 億なります。

それに材料にかかる消費税を加えますと、この額になりますので、この予算書から持ってきた額がこうなります。それ以外は、A 3 の縦長の委託事業の効果比較表をつくりました。そちらから持ってきたのが、A 4 の表の以外の部分であります。

そういうことでございます。

○吉田議長

いいですか。ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員

すみません、何度も、検針員さんが今度また変わるということで、それのつなぎはうまいこといくのでしょうかけども、昨日、共同住宅でメーターが替わるということで、北九州方式のメーターにかわるということになったら支障が出ますかね。

今、電気関係がデジタルに変わっているから、わざわざ見にいかなくても、もう管理できていますけど、そのメーターが替わることによって何か。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

メーターが今度は北九州のメーターに変わりますけども、メーター自体の構造とか、見方とか、そういうのは変わりません。

一緒のものを使いますので、メーカーはもしかしたら違うかもしれませんけども、構造自体は一緒ですから、かわりません。

以上です。

○吉田議長

いいですか。

○井上議員

包括委託で、今ジェネットさんですけども、かわりますが、そのつなぎといいますか、それはうまくいきますか。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

占部でございます。

検針員さんにつきましては、ただいまヴェオリア・ジェネットという会社でございます。27年度は事務組合が契約を結ばせていただいております。28年度も時間的猶予がなかったことから、特命随意契約結びまして、引き続きヴェオリア・ジェネットに一年間委託契約を結ばせていただきます。

4月から次の業者選定ための準備作業を進める予定でございます。29年度からの選定作業をしております。

○吉田議長

ほかに、ございませんか。

石松議員。

○石松議員

この資料の③ですけども、今回支給材等提供するということでありまして、私たちが

議長のうしろの方に倉庫ができていますけども、恐らくあそこで資材等の倉庫という形で管理するのだと思います。

それで、今まででしたら業者さんが、仕事やっているその現場に注文していた。その日やる材料を、原材料等を持ってきてくれたトラックで、その場で仕事がすぐできた訳ですね。

今度は、ここにあるということは取りに来いということなのか、それともこちらの方から、指定された場所に、今までと同じように持ち込みをするのか、どちらなのでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、こちらの方に、資材の貯蔵置き場をつくりますので、業者さんの方には、こちらの方に取りに来ていただくということになります。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

そうなりましたら、今までだったら、タイムリーな日にち、時間等を指定して、仕事に支障がないような形で作業が継続して出来ていたわけですけども。

今度、業者さんの立場からすると、ここに、現場、現場で、場所は違うでしょうけども、取りに来ないといけない。戻ってまたそこでするという、タイムが30分なり1時間だとかですね、掛かるという不利益を被る。業者さんの立場から考えるとですね。

いうふうに考えるのですけども、その辺は執行部としてはどのように対応するようになりますか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、その運搬ですけども、それは、設計書の中に資材の運搬ということで、積み上げて、計上するようにしております。

以上です。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

それは今までと数字の上ででは、金額の上ではかわらないというように理解をしていいかどうか。いわゆる業者さん泣かせの宗像事務組合と言われないようにですね。私はそう思うのです。どうでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、業者泣かせと言われますとちょっと困りますけども、適正な金額は、設計書の中に、入れ込みますので、もう全く赤が出てしまって、業者さんがいつも泣いてしまうというようなことではないと思いますので、そのところは、設計書の中にそういう資材運搬費を計上させていただきたいと思います。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

それを聞いて業者さんは安心したかと思いますけれども、もう一つお聞きしたいのは、ここに倉庫ができました。

だれかが常駐をして管理するのか。どうするのか、それについて教えてください。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、予算書の中でも、資材倉庫ということで 500 万円を計上されていたと思いますけども、これはですね、今、おっしゃられました資材倉庫の番をする人もですね、500 万円で一応計上しておいて、それで、一応の常駐じゃないのですけども、取りに来る連絡があれば、必ずそのところに来て、何時に取りに来るから、ということで待っておくと、いうようなことで。

それで、今ははつきりですね、やり方はまだ詰めておりませんけども、週に 2 回とか 3 回、曜日を決めまして、それで、その日はもうずっとおると。

それで、緊急の場合があると思いますので、そのときは連絡をいただいたたら、休みの

日でもあけるとかですね、そういうところは、まだ詰めきってはおりませんけども、そういう対応で、資材倉庫の番をする人を置くということを考えております。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

大体わかりましたけれども、特定の個人にですね、その任をお願いするとですね、当然その方自身の健康のことだとか、いろんな諸般の事情等がありますから。

本当に必要なときに、いないこともありますので、こういった業務は、ある意味ではその管工事組合等がありますから、そちらの方にお願いをして、そちらの責任のもとで、適切な仕事していただくという形が一番望ましいのではないかと、私は思うのですけども、いかがでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、おっしゃるとおりでございまして、今は宗像管工事組合の方に、資材置き場の管理をお願いできないかということで見積依頼もかけておりますし、そういう検討をしていただくなことを今、申し入れております。

以上です。

○吉田議長

関連ですか。

福田議員。

○福田議員

聞いていて思うのはですね。その週に何日かを決めて、当番の方を置かれると言われましたけど、500万円の委託料であれば、週に何日かでなくて、やはりいつでもその資材が必要なときにはそこの資材倉庫が開いて、いつでも取りに来られて、いつでも使えるという状況になってないと、500万円という委託料は高すぎますよ。フルタイムでやるわけですから、そのへんもしっかりと考えていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、これは 500 万っていうのは、あくまでも、予算案の枠をとっているということで、今、管工事組合とどういう形で、週に 2 回開けるのか、3 回開けるのか、そこら辺、緊急の場合どうするのかというところも含めまして検討を重ねているところでございますので、できるだけ業者さんには不便をかけないような形でもっていきたいとは、考えております。

以上です。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

予算書の 25 ページの受水費について、2 点お尋ねします。

1 点目は、北九州市から給水費は、 m^3 当たり単価を計算したら 93 円なのですが、平成 27 年、去年までの北九州市からの m^3 当たりの単価はいくらだったのか。

それと、皆さんご承知のとおり、東部浄水場が 28 年度から休止なるわけですけども、東部浄水場からの年間の受水量は幾らあったのか、まずその 2 点についてお尋ねしたいと思います。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

北九州市からの受給費でございますが、27 年度までは 83 円でございましたが、28 年度から 93 円です。

○吉田議長

はい、矢野施設課長。

○矢野施設課長

東部浄水場の浄化した量といいますのは、1 日平均が 27 年度はだいたい平均 6,000 トンぐらいになります。年間で 219 万トン程度になっております。

以上です。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

m^3 単価 10 円上がるというのははどういう理由なのですかね。水路が増えて包括的委託した上にですね、買い取り単価が m^3 10 円上がるというのはとても考えられないです。
逆ならわかるのですが。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

北九州市との委託の契約に当たりまして、当初、確認書というものを結んでおります。その中で、当初は 80 円でしたけど、消費税の関係で 82.3 円、28 年度からは、92.6 円、四捨五入で 93 円となります。

もう一つ次の段階でございます。

平成 33 年度からまた 10 円上がりまして、102.9 円ということになるという契約で当初確認書を結ばせていただいております。

○吉田議長

米山議員。

○吉田議長

包括委託のメリットはあるのですか、そんな単価あげて。それと東部浄水場、今回、年間で 219 万トンですかね。今、供給しているわけでしょう。今度増加したものが、147 万 9,000 トンなのですよね。27 年度から 28 年賄えるのですか。水量の安定供給できるのですか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

今差し引きすればですね。おかしいような感じなのですから、結局、総合融通をかけようということで、今、多礼浄水場が、1 日当たり 3 万 1,800 m^3 の浄化能力を持っておりますけども、まだそのところがで、今は 2 万トン前後で上水道を落とした形になつ

ていますので、28 年度からは多礼浄水場をフル稼働するというようなことで、1 年の平均が 2 万 5,000 トン以上の浄化量になりますので、そこら辺で不足した分を補うということで、今は水量計算すれば北九州の 13,000 トンと福岡地区水道企業団の 2,400 トン。それと、あと多礼浄水場のフル稼働によって、その水量は賄えるというようなことになっております。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

将来的にですね。福津市は現在、人口 6 万 1,000 人ですけど、組合長はよくご存じだと思うのですが、将来 6 万 7000 人を想定しているのですよ。

いや、今は何とか賄えるという答弁ですが、将来的なことを考えた安定供給できるのですか。しかも、10 円単価が上がった北九州の水をどんどん買わなくてはならない、この量がどんどん増えているような結果でしょう。

33 年で 20 円上がるのでしょうか。そんなばかなことは今初めて聞きましたよ、議会で。どこかで説明されましたか。

この包括委託業務をする上で、その水道の北九州の給水の単価自体議会で説明されましたか。私は今初めて聞きましたが、いかがですか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、お尋ねの「北九州市水道水供給事業の供給に関する確認書」ということで、平成 23 年 3 月 18 日付けで、北九州市、事務組合、古賀、新宮 4 者で協定を結ばれておりまして、その際に、供用開始から 27 年度まで、また、28 年度から 30 年までは料金については掲げておりますし、その旨で契約させていただいております。

それについては、議会の方にご報告はさせていただいたというふうには考えておりますが、一応、23 年の 3 月に契約を締結されたということでございます。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

ほかの議員の方どうか知りませんが、私はそれ聞いた記憶がないのですがね。

今この議会で初めて聞いて唖然としています。そういう事実があるのであつたら、もっとこれ慎重に議論すべきやつですね。この包括委託について、私はそう思いますよ。

多分、現状考えたら、北九州市から受水してくる料が増えるのですよ。

福岡の水道企業団から買っている水は m^3 あたり 120 円ですから。

北九州市は包括委託した上に水をこちらの方に売って、その量が増すにつれて、単価あたりが下がるのならいいけど、上がるというのはまず私は考えられないですよね。将来的にどのようにお考えですか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

北九州市からの受水ですけど、28 年度から月 1 万 3,000 トンということになりますが、これで古賀・新宮と合わせまして、水利権としては 2 万トンなのですよね。

それで、今、遠賀川の水利権を取っているのがですね。一応 2 万トンということですから、これ以上増やすということは、現状ではできないということですね。

それと、あとは事務組合の水量が本当に足るのか、っていうことでございますけども、福津市の人口推計も、まだちょっとこうはっきりしたところがありませんけども、宗像市においてはですね、平成 28 年度がもうピークになりますし、それから福津市の方もですね、そんなに先の方までは、ピークが伸びていかないとそういうところで、水量を計算すると、今のその多礼浄水場をフルに運転するということで、凌げるというようなことで考えておりますし、それから、最近、節水機器が非常に多くなりまして、例えば福津市の U.R の団地が開発されておりますけど、人口が急激に増えているのですけども、非常に新しい団地ですから、水量がそれに比例して、多くなっていかないのですよね。

というのは、新しいですから、トイレとか洗濯機とか、もうすべてのものが節水機器の入ったトイレとか、そういうものになっておりますので、なかなか今データとして、人口が増えていたからそれに比較比例して、水量もどんどん上がっていくということでは今は無いみたいで、給水量としては、少しずつ当然上がっていきますけどですね。

今、福間駅東のところが人口が増え続けていますけども、それに比例して、うちの水が切迫するっていうことで今のところはないと思います。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

申しわけないけど、駅東の増加よりも、私は将来的に海岸線、西福間から古賀に至る、こちらは人口増加のほうが相当増えるとみているのです。

すでにウエルサンピアでは、ハウスメーカーが 480 戸を建てるわけですよ。消防学校の跡地もどういうふうになるかわからないというような、そういった潜在的な需用というのが、えてくるような可能性がものすごくあるのですから。そういったところ推計して、うちの執行部が 6 万 7,000 人という数字を出しているわけですよ、将来的に。

だから、それが大きく、何千人の誤差が出るとはまず考えられない。

そのときに今、また、課長が答弁しているようなですね。当分そういう吉田多礼ダムをやりくりしながら、何とか供給が貽えるというような答弁では、とうてい私は安心しきれません。一般住民の方へ言うと、もっと安心できないと思いますよ。

水というのは、完全に住民のライフラインで 1 番大事なところですからね。

ですから、そういった水道・下水道が完備できない、整備できないということであればね、人口も増えないわけですよ。水もない、下水もできない所に誰が、人が住み着いてくれますか。

福津市の将来の発展のために、これ重要な事なのですよ。

その点を勘案して 5 年先 10 年先見越しての水量計算をしているのかどうかということをお尋ねしとるわけですが、そこの答弁もいま一度お願いしたい。

それと他の議員の方、聞かれた方がおるかどうか私わかりませんけど、この北九州市の m^3 単価、再考願います。こんなバカな話は無い、包括委託までしてですよ、マスメリット追及して、値段が下がるならいいけども、単価が上がるということも考えられない。

ぜひ再考していただきたいと思いますが、その点について、ご答弁お願いします。

○吉田議長

谷井副組合長。

○谷井副組合長

組合長が答弁すべきとこでしようが、その当時の 23 年の北九の導水管事業 1 万トンを宗像市で引き受けた経過がございます。というのは、ご案内のとおり、あのときに、これらの宗像市の方での大井ダムの浄水場のリニューアル、これが 40 億か 50 億ですかね。

あるいは、福津と共同で水の運用をすることによってですね。合理化を図るといったときに、この北九の水の問題がありました。

そのときに、単価が当時 100 円だったと思います。それでは大井ダムの水と変わらないですから、当面 80 円でいく。

28 年に福津のダムと合わせて、久末と合わせまして、今後、導水管事業、あるいは筑豊の水、福岡の水の問題もございますので、全体的に水の見直しになる中で、28 年度に

つきましては、値上げも含めて検討するという、先ほど言いましたような確認をいたしました。

この北九の水の問題と今回の包括委託とは全く関係ないのです。あくまでも緊急導水管事業という水をですね。福岡に流す中で、事業水の 2 万トンこれを有効活用したいということからの中で、当時、宗像市議会や福津市も 3 年後ということを受け入れるという話なっていましたので、この 2 万トンの水については、当時、それは増やすことについては検討しておりますという話です。

今後、わかりませんけど、人口が増えてどうしても水の需要がいるならば、2 万トンプラス 1 万トン増やすことについては協議できるというふうに思っております。

当面はそういうことで、その時の経過で水を一定、供給料金は一定ですから、米山議員がおっしゃるように、今後、水の需要が増えればですね、それはもうここで開発できないものは福岡からもらうか、北九からもらうかしかないわけですから。

ただ、この当時 100 円でも宗像地区事務組合には安かったのです。

さらに今度、浄水場の整備、例えば久末ダムの改修をすればもっとかかる。平成 33 年ぐらいにどうするかなど、長期的に見て水の需要供給は考えないといけないのです。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

今、多礼浄水場の水道のトン当たりの原価はおいくらですか。

○吉田議長

矢野施設課長。

○矢野施設課長

はい、お答えします。

浄水単価としましてはですね、78.3 円と。それから給水原価としましては、家庭までの原価ですけども、これが 213.37 円ということになっております。

以上です。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

僕は、大体トン当たり 165 円で聞いていたのですよ。吉田多礼ダムの水道の原価が、6 年ぐらい前のこの水道企業団のころはね。今、実際にはトン当たり 180 円じゃないですか、市民の支払う水道料金が、それで今、水道原価が 78.3 円で、実際の末端の単価が 213.37 円ですね。

もう全然大赤字なのですけど、何か数字がよく正誤性がとれてない気がしますけども、もう一回そこのところを教えてください。

○吉田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

今、おっしゃられた金額の違いについて簡単に、ご説明させていただきたいと思います。

今、施設課長の方が言いました給水原価という金額 200 円ちょっとは、家庭までの単価になります。

先ほど 78 円と言いました価格は、浄水場で水をつくった単価になりますので、それから先の家庭までの配水地で配管使って、そういう単価が含まれた価格になります。

北九州の単価については、先ほど営業課長の方が説明しましたけども、28 年度からは 92.6 円、27 年度までは 82.3 円、平成 33 年からは 102.9 円となっております。

○吉田議長

福田議員、いいですか。

○福田議員

コスト的にですね、各家庭までにトンあたり 213.37 円で供給しているということはですね。実際には、市民から水道料金は約 180 円でいただいているのでしょうか。そこの赤字の部分というのはどうなっているのですか。

○吉田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

今の 200 円の中には、長期前受け金といいまして、実際、減価償却のときに国庫補助金等そういったものの、長期前受金戻入という費用が加わるようになりましたので、見せかけ上、給水原価という計算式上は、そういうところも含まれておりますので、大きな金額になっていると思います。

公会計制度が新しくなったタイミングで、給水原価が増えていると思いますけども、その影響でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

今のご説明は、180 円市民からいただいているのだけども、給水原価としては、公会計制度の変更などにより、若干その単価が高くなつて 213.37 円になつたとそうすると、差し引き 33.37 円は赤字に見えるのだけども、実際は、長期前受金の戻入なんかがあつて、相殺されて会計的には成り立つてゐる、というふうなご説明ということでおよろしいでしょうか。

○吉田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

はい、そういうことでよろしいです。

○吉田議長

ほかに。

はい、どうぞ。福田議員。

○福田議員

北九州市のですね。

平成 33 年から 102.9 円ですけど、これいつまでこの値段で買うことになりますでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

北九州の水道料金の改定でございますが、先ほどから説明しております 28 年 4 月から 90 円の消費税で 92.6 円という形になります。

33 年 4 月以降から 100 円に対しまして、102.9 円が今の所予定されております。

これ当初、先ほど「確認書」という形で説明させていただきましたが、当時、料金と

いたしましては、1 m³当たり 100 円に、消費税を乗じた額という形で、当初確約させていただいておりまして、暫定料金といたしまして、80 円があって 90 円があったという形でございまして、当時、約束で結ばれた価格といたしまして 100 円が、確認書の中でうたわれております。

暫定料金といたしまして、80 円、90 円という形で、今現在動いという状況でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

いや、私の質問は、平成 33 年から 102.9 円になるこの値段ですね、いつまでの契約なのかっていうことを聞きましたのです。端的にお答えください。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今のところ確認書では、それ以降についてはうたっておりませんので、以降 100 円のまま推移するものというふうに考えております。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

いつまでということを、どうして契約書にうたわないのでしょうか。

33 年以降ですね、この 100 円の値段が 34 年なったら今度 110 円になりますと言われても、保証はないことです。

いつからいつまでの間に、供給される水道の水の単価がいくらっていうのがないと、契約書にならない。契約書じゃなくてその確認書というのがね、どうも曖昧なようですがれど、確認書だからどうでもいいのだ、どうにでもなるのだということで、お仕事をされているわけですか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

確かに確認書という表記ではございますが、4 者に基づいた契約に何らかわりはないかと思っております。

以降については定めておりませんので、以降については、100 円がそのまま推移するという形で、私ども考えております。

以上でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

誰が 34 年以降保証するのですか。33 年までは 102 円だけでも 34 年になったら 110 円なるか 120 円なるかわからないでしよう。その確認書では。いつからいつまで 100 円でやるのだという何で契約書はないのですか。

○吉田議長

福田議員、もう少しやわらかく。

谷井副組合長。

○谷井副組合長

当時の責任者でありまのすでお答えします。

その後、以降はですね、異議が生じた場合は双方で話し合うということです。

当然、環境が変わればですね、その水道料金も変わってくる。ですから当面の間、わかる範囲内の中で明確にうたっている。その後については、話し合いの中で決めていく。

先ほどちょっと言い忘れましたけども、100 円というのは浄水をもらっています。

原水なくてですね、もらった水はそのまま使えるわけですね。

ですから、100 円が高いか 210 円が高いか、この辺のところ差はありますけど、決してこれが、北九からもらっている水が高いということにはならないと思います。

今後もまた、水の需要によりましてですね、先ほど言いましたように、北九とどういうふうにするかについて、話し合いの中で決めていくということです。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

仕事というのは、非常に契約ということが大前提になるのではないですか。

覚書とか確認書とかね、そういうことで、うしろがオープンで 33 年度以降は話し合いでというのは分かりますよ。相手が北朝鮮だったらね。もうどうなるかわかりませんからね。

ただ、その相手が北九州市さんだから、そこはある程度お互いに紳士協定で、めちゃくちゃなことはないでしょうという、それはわかりますけども。

契約というのは、ある当面といつても、10 年間はこれでいきましょうとか、10 年後に見直しましょうとかいうのが、これ普通の感覚だと思うのですよね。

100 円の浄水安いですよ。だって今、末端価格が 213 円。これは置いといて、多礼ダムのこの浄水コストは高いわけですよね。責任供給のいわゆる、稼働率が悪いわけです。

3 万 1,800 トンのフル稼働の能力があって、今一日、2 万トンぐらいしか使っていない。結局後は、捨てているような事ですからね。

だから、今後、水の供給の需要量が増えてくれば、当然この多礼ダムの稼働率が上がって、原価も当然下がっていったら、非常に供給量が増えるというのは非常にいいことだと思いますし、それでも北九州の買う水よりも、この多礼ダムのコストのほうが断然高いですよ。

だから、その分で、ここで一生懸命やってつくるよりも、トンあたり 100 円で北九州から買ったほうが安ければ、私は、それは納得ですよ。

ただ、この吉田多礼ダムも、この設備投資の償還期間が終わって借金返済したけども、また設備投資がやがてやってくると、谷井副組合長が今言われているように、その時の設備更新が 50 億円かかるとか何とかということになれば、また、そのせっかく減価償却が終わって借金払い終わったのに、また新たな借金をして、そうすると吉田多礼ダムの水の単価というのは、それどころかもう 200 円を超えるかもしれない、そういう時代になるかもしれない。

そういうことを考えればね、やっぱり、ここはもう廃止をして、北九州から導水管からじやんじやんもらおうよと、そっちの方が、コストは非常に安くなるよっていうことを、もう将来を見越して皆さんも考えておられると思いますけども、そういうことを考えれば 100 円、非常に私は納得だと思いますが、ただ、契約としてね、いつからいつまでにこの値段とか、そういうことをきちっとしないと、そこはね、ちょっと、仕事として詰めが甘いのかなっていうに思いますよ。

それで、大体言いたいことは言いました。

だから、そのとこはもう少ししっかり契約意識を持ってやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○吉田議長

今後の契約のあり方についての質問ですが、組合長か副組合長かどちらか。

谷井副組合長。

○谷井副組合長

この文章の中に、今後、話し合うことを入れなかつたのは、確かにいけなかつたですね。福田議員のおっしゃるようですね。

ただ先ほど言いますように、おおもとは基本協定的にはそういうことになっていますので、疑義があつた場合、環境が変われば話し合いで決めていく。永遠に 100 円だっていうことは、確認書の中に入つていませんしね。

○吉田議長

いいですか、福田議員。

○福田議員

はい。

○吉田議長

ほかに、末吉議員。

○末吉議員

私は事務組合の議員、以前は水道企業団議会の議員も長いですから、再度確認したいのですけども、当初、福北導水を本事務組合で受けるといったときに、受水費の交渉をされていて、建前上は確かに谷井副組合長が言わされたように、100 円だけども、実質 83 円というものは対外的言わないでくれというふうに言わされたような記憶もあります。

それで、この福北導水から受水するのを契機に、水道料金値下げしまして、その値下げするときの資料が、シミュレーションとして本議会に出されました。

その中で福北導水を受水することによって、浄水をもらうわけですから、非常に本事務組合にとっても、より効果が高いということも含めて、シミュレーションが一覧表で出たと思うのです。

その中に 28 年度から受水が 93 円になる。33 年から 100 円以上になるっていう記憶がいまいちないです。これだけのシミュレーションをする上で、事務組合として水道料金を下げても市民に還元できるというような資料を、私は出された記憶あります。

その中に、明確に年度を切って受水費が上がっていくよという情報は入っていましたか。それを再度確認したいと思います。

○吉田議長

はい、谷井副組合長。

○谷井副組合長

確かにそれは、記憶にないのですが、ただ 28 年度に見直すということだけは確かに議論してきました。ですからその許可だけしたと思います。

そのときもう一つ、北九の水が安いというだけでなくて、先程言いますように、これらは加算されないかどうかですけども、大井の浄水場がもうリニューアルしなきゃならない。これが 40 から 50 億かかるという前提がありました。

それともう一つは、久末ダムも当時は凄く傷んでいる。浄水場は改修したらですね、同じように経費がかかるというようなこともありますて、総合的に判断したときに、北九の水をもらった方が確かに安いということになりました。

あの時、大井ダムは確かに起債その他はなくなっていましたから、総合的に判断したような、福津と一緒にになって経営することによって、人件費その他も安くなるという中で、初めて水道料金を下げたのです。

ですから、今後もですね、そういうことがあります、今後の水事情と共同運用やることによって、メリット等を見ながらですね。水道料金は極力上げない。

ですから、この北九州の水が 93 円というか、あるいは 100 円。

こういった経過の中で、需要と供給がどうなっていくか、先ほど言いましたように、それは早めに検討して、水の需要供給を確保する。

米山議員のときに申し上げたとおり、それは責任持ってやっていかないかななければならない。その時に北九州の水にどうするかですね。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

当時そういう選択をしたのは間違いなかったというのは、確信もって事務組合議員として私どもはそう思いましたから。メリットがあるから、福北導水は受水しようと、そして、その結果受水するように決めて、決めた結果、行財政的にもですね、これだけのメリットがあるから水道料金を下げましょうという資料が出た記憶は、はっきりあるのです。

でも先ほど事務局から、当時 28 年から 93 円にあげますよ。33 年からという、当然そういうときに説明しましたと言わされたから、谷井さんも記憶にないと言われるようにですね、私ども説明を受けてないのではないかというふうには思うのです。

やっぱり、そういう選択は正しいとみんな共通して思いましたから、そこをね、当時から、説明したでしょうと言われると、んん、と思いますのでそこはきちんと確認してください。

○吉田議長

永尾参事。

○永尾参事

はい。おさらいさせていただきます。

北九州の用水供給事業に関しましては、統合前の両市において、平成 21 年 11 月に協定を結ばれております。

これにつきましては、宗像市、福津市、古賀市、新宮、福岡県北九州市の間で協定が取り交わされております。

22 年水道事業統合されまして、そのときに統合効果として、料金改定を 3 年以内にいたしますということを基本協定の中でうたいました。

その結果、水道ビジョン等を作成し、学識の方と市民レベルの水道施設運営審議会委員の委員会を経まして、24 年 4 月 1 日から水道料金の改定を行って引き下げております。

その料金の改定を行う前の議会でシミュレーション財政計画等を示しまして、ご説明していると思うのですね。ちょっとその財政計画の資料まで持ち出せなかつたのですけども。

そのときに、5 年後に見直す予定でシミュレーションしておりますので、北九州用水供給事業の単価につきましては、統合後の 23 年 4 月に確認書という形で、その時は事務組合の組合長と古賀、新宮、北九州市との間で確認書を取り交わしております。

そのときの金額が、今、営業課長の方から申し上げた金額なので、若干その消費税が上がった関係で、料金 80 円が上がっているし、90 円も上がっておりますけども、そのときの金額は反映されています。

財政計画の中で料金改定するときに、反映されている資料を出していると思います。

すみません、その出したかどうかのご質問に対する回答はきちんと調べてまた、お答えしたいと思うのですけども、その後、今現在、おっしゃるように包括委託後の整備計画等も、水道の施設課の方でもしておりますし、それにともなって財政計画を策定中でございますので、近々でお伝えできることと思います。

○吉田議長

はい、福田議員。

○福田議員

北九州市の市民が払っている水道料金はおいくらですか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

申し訳ございませんが。把握しておりません。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

教えてあげます。トンあたり 80 円です。

しっかりとしてください、緊張感ならないですね。

うちは何で北九州市の市民がトン当たり 80 円でお水飲んでいるのに、宗像市、福津市さんは 102.9 円を原価で払わなきやいけないのでしょうか。教えてください。

○吉田議長

谷井副組合長。

○谷井副組合長

それは、北九州は長い歴史の中で、水を供給するために色々やってきたのですよ。これを他市に持っていくことについて随分抵抗がございました。

福北導水それから緊急導水管のところもですね。

その中で広域的に水を供給するという県の方針も含めてですね。北九州側の同意の中で、北九州市が、県になりましょうけども、緊急導水管事業という事業を行ったわけですね。

その中で先程も言いましたように、水に困っている福岡都市圏にも水を使わせるのですから、これは政策的に、北九州の水と同じものやらないかんということは、北九州側としてはですね。それはその前提とした中で、難しい判断です。同じでなければならぬということについては、私もその気持ちはわかりますけれども難しいと思います。

皆さんもご理解いただきたい。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

それは政治的と言われば、全て包括していろんな条件を鑑みながら、政策的な価格が 102.9 円だったのだと、それはそれで政治の世界では通る話でしょう。

やはり、企業として、コスト単価、コストを意識して水道事業として見た場合に、そ

ういったコスト意識が必要なわけです。

そうなったら、北九州市のこの水道なんか、末端の市民が 80 円で、しかも北九州市の場合、設備投資を終わってダムがいっぱいできて、その中でやっているわけですから、非常に原価は安いわけです。それを我々が 102.9 円っていうのはね。

もう少しね、交渉上手になられた方がいいですよ。あまりにも素直すぎる。しかもこれから 102.9 円をいつまでにするか、いつまでそれを据え置くのか、基本的なその契約のことが、完全に抜け落ちているというふうに私は思います。

○吉田議長

谷井副組合長。

○谷井副組合長

さっき申し遅れましたけど、北九州市はこの水の開発に、何千億というお金がかかっているのですよ。いろんな所にダムも作りました。福岡市もしかりです。そういう開発費などを北九の市民が、この水の開発に突っ込んだ税金って相当なものですよ。

それを我々は、この北九州の政策的判断で水をもらっている。そういう経過があるわけですよ。ですから同率に、単価その他もそれでいいじゃないかという判断、考え方、私はそうでないと思います。それは、当然と言ってはあれですが、やむを得ないですよね。そこはちょっと議員と違うところですね。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

そもそもが福北導水がなぜつくられたかということになりますよね。

谷井市長は、我々が水を買わせていただいている、そういうふうな立場でものをお考えですけども、逆に言えば我々が水を買ってあげている、ということも言えますよ。

だって、北九州は余っているのだから、それを売れば利益が出るわけですから、我々も、買ってあげているという立場で、ものは言えると思います。

この福北導水、宗像市が県にお願いしたわけですか、そうじゃないでしょ。福岡市と北九州市の間で作った福北導水の維持用水を、我々が飲んであげているということも言えますよ。

○吉田議長

福田議員、話の論点がいくら話しても平行線だから話を変えて質問をしてください。

○福田議員

ただ 102.9 円というのを、議会に示してなかつたということが大事な問題だと思ひます。そういう水道事業の中で当初は 82.3 円だったと。それが 93 円までは開示したのはいいけど、そのあと平成 33 年が 102.9 円になるなんて、これを皆さんだれも聞いてないのじゃないのですか。

そこまでは、しっかり執行部は議会に説明責任を果たさないとだめですよ。そうしないと、トータルの水道ビジョンですから、将来の。ここ数年の 3 年か 5 年の水道料金 93 円、平成 28 年から 93 円なりますという、そこまで話をして、その後どうなるかって話なかつたら、この多礼ダムを維持するのかしないのかという、そういう政策的な大きな判断できないわけですからね。

そういうところを今後、しっかりと執行部は議会に対して、説明責任、情報開示をしっかりすべきだと思いますが、いかがですか。

○吉田議長

当時のこと、していたか、していなかったとか。答えられますか。

今後のことですが、今後のこと答弁をしてください。

谷井副組合長。

○谷井副組合長

その点は、先ほど一番初めに、申し上げたと思うんですよ。水の問題は、ライフライン中のライフラインです。ですから、この水を先ほどから言いましたように、水を供給する、貰う、使う、市民に供給する、この問題はですね、市民の問題なのですよ。

その中で、北九州から、先ほど言ったようなかたちで、私は買ってやるからいいっていう考え方、私は問題だと思います。

先ほどから言いますように、北九州を逆なでするような話になるわけですよ。

ですから、いずれにしても今後、水の問題については、北九州だけではないわけですけども、先ほど米山議員にも申し上げましたが、我々の中で、今から先のことも十分考えて、水をどうするのか、おっしゃるように議論していきたいと思います。

○吉田議長

ほかに。

(なしの声)

無いようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより第 26 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

(多数賛成)

賛成多数であります。

よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで執行部より申し出がありましたので、許します。

青谷主幹。

○青谷主幹

はい、先ほどのご説明の中で、説明が悪かったところがありますので、1 点、伝えたいと思います。

内容は大島簡易水道事業の予算書の中で、11 ページでございます。

石松議員の方からご指摘がありました。実施設計委託料等 995 万円というところの起債のところでございますけども、その下の測量設計委託 895 万円、配管図作成及び修正委託 100 万円。

995 万円の内訳というところで、先ほど実施設計等委託料の欄を削除ということで言っておりましたけども、内訳というところで、ご理解いただければと思います。

○吉田議長

以上で、本日の議題は終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

よって、「平成 28 年第 1 回定例会」を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 13 時 5 分